

# 改正省エネ法に基づく定期報告書及び 中長期計画書の作成について

令和6年3月18日

中部経済産業局 エネルギー対策課

## <目次>

### 1. 改正省エネ法の概要

### 2. 定期報告書の提出方法の変更点

### 3. 定期報告書作成のポイント

### 4. 関連リンク

# 改正省エネ法の概要

## 1. エネルギーの使用の合理化の対象範囲を拡大

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を求める枠組みに見直す。

## 2. 非化石エネルギーへの転換に関する措置

- 大規模需要家に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギー使用状況等の定期的報告を求める。

## 3. 電気の需要の最適化に関する措置

- 大規模需要家に対し、電気の需給状況に応じた「上げDR」・「下げDR」の実績報告を義務化し、再エネ出力抑制時への需要シフトや需給逼迫時の需要減少を促す。
- 電気消費機器（トップランナー機器）への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務（現行の需要平準化に資する性能の向上の見直し）

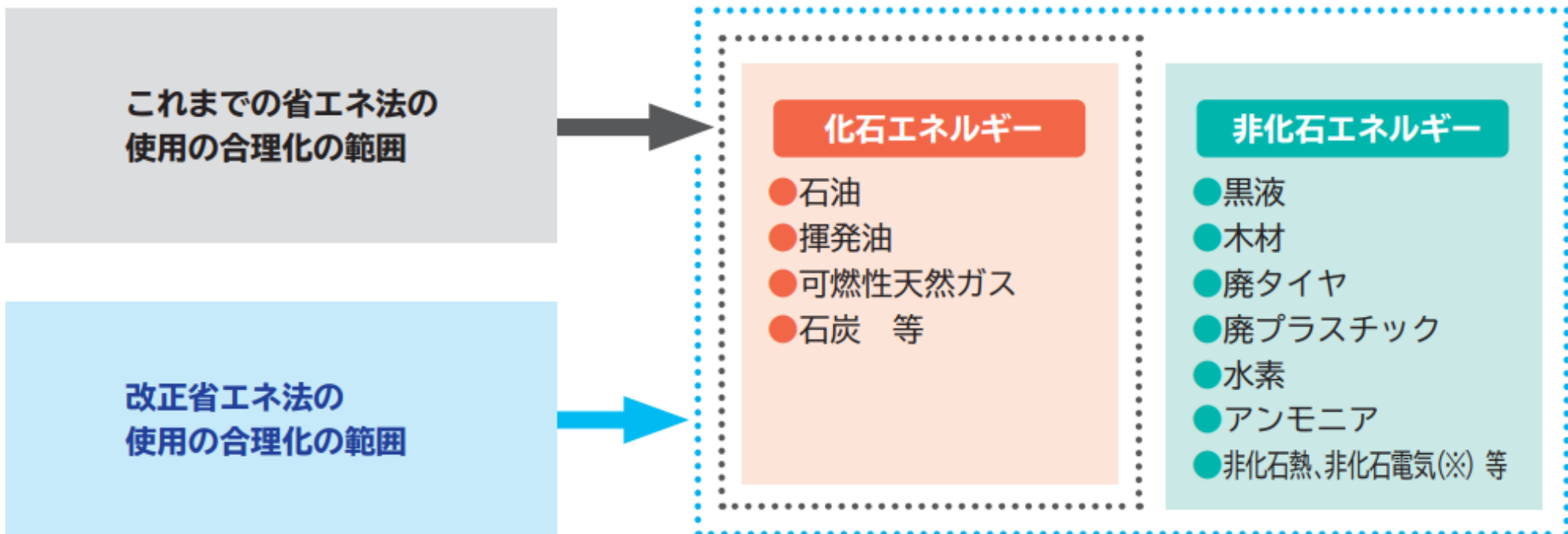
→ これらを踏まえ、

**法律名**を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に見直し。  
(2022年5月13日 第208回通常国会で成立)

⇒ 2023年4月1日 施行

# 1. エネルギーの使用の合理化

改正省エネ法では、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの合理化が求められます。これに伴い、非化石エネルギーが報告対象に加わります



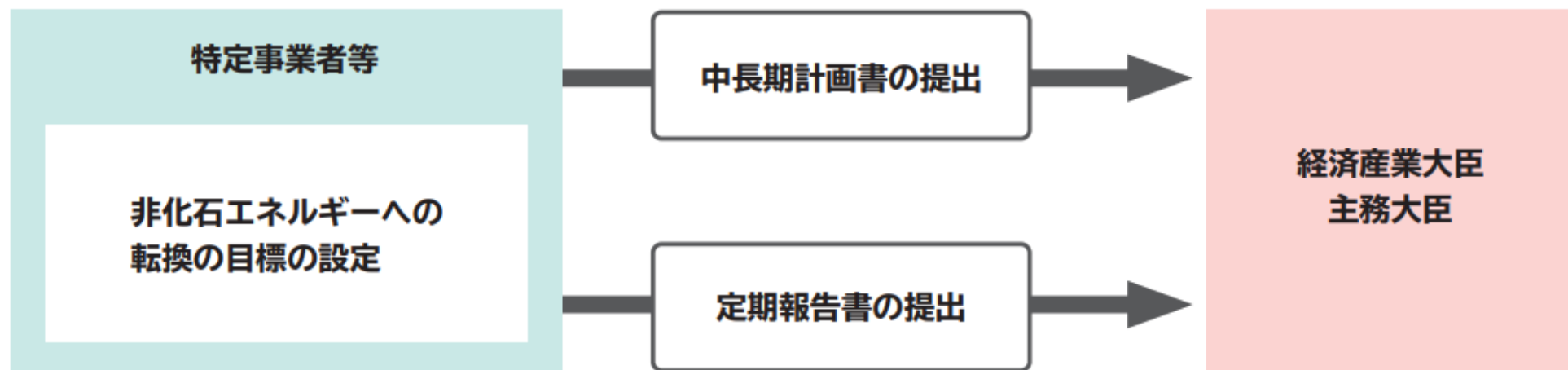
※太陽熱、太陽光発電電気など

**すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。**

## 2. 非化石エネルギーへの転換

特定事業者等は、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギーの使用状況等の定期報告を行うことが求められます。

非化石エネルギーへの転換の目標については、国が定める目安の有無によって、何を設定するかが異なります



**非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書等の提出が必要になります。**

### 3. 電気の需要の最適化（旧：電気の需要の平準化）

再エネ出力制御時への電力の需要シフトや、電力の需給ひっ迫時の電力の需要減少を促すため、特定事業者等は、電力の需給状況に応じた「上げDR（再エネ余剰時等に電力需要を増加させる）」・「下げDR（電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させる）」の実績報告を行うことが求められます（詳細はP.14）。

#### これまでの省エネ法

昼間／夜間／平準化時間帯  
（夏期・冬期の昼間）に分けて  
電気使用量を報告



#### 改正省エネ法

- 月別（1ヶ月単位）又は時間帯別（30分又は60分単位）での電気使用量を報告
- DRを実施した日数の報告

**新たに「DRを実施した日数の報告」が必要になります。**

## <目次>

1. 改正省エネ法の概要

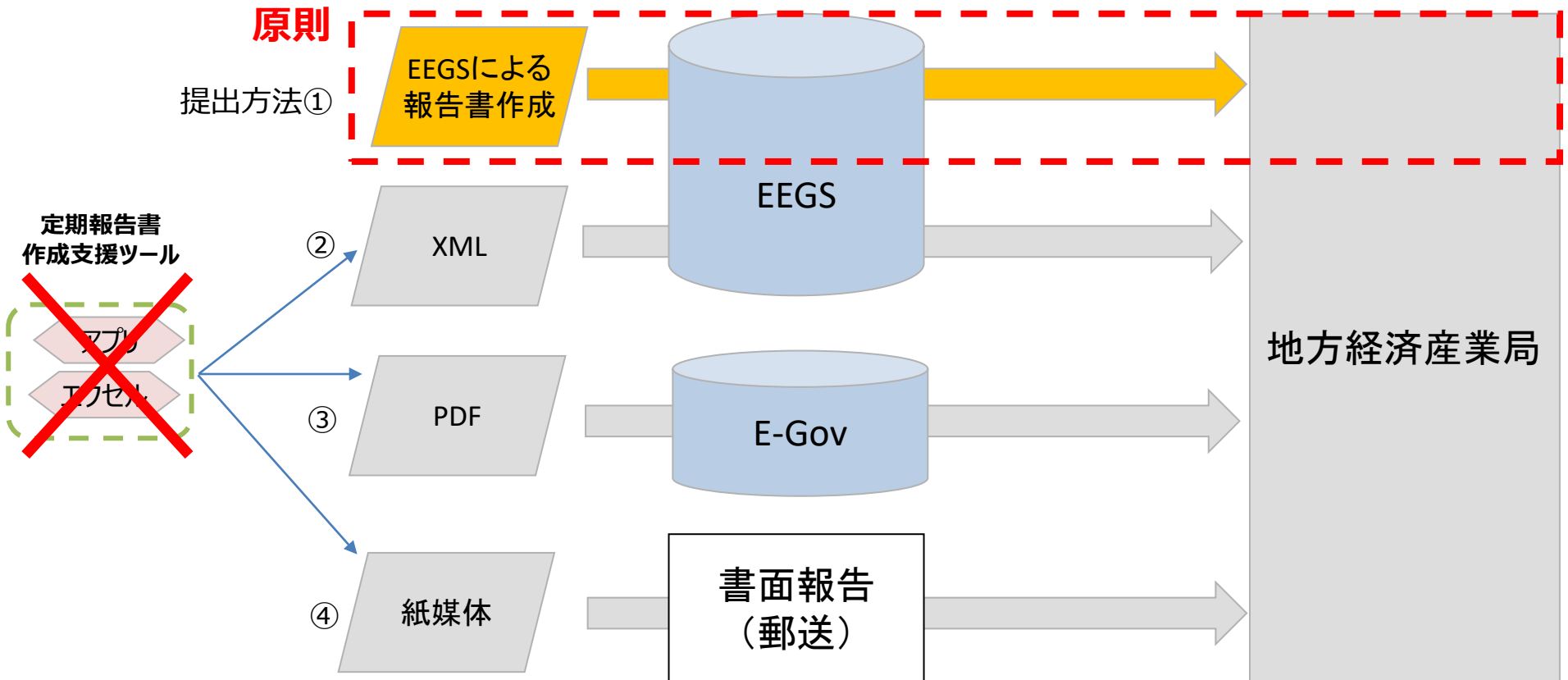
**2. 定期報告書の提出方法の変更点**

3. 定期報告書作成のポイント

4. 関連リンク

# 報告書の提出方法の変更について

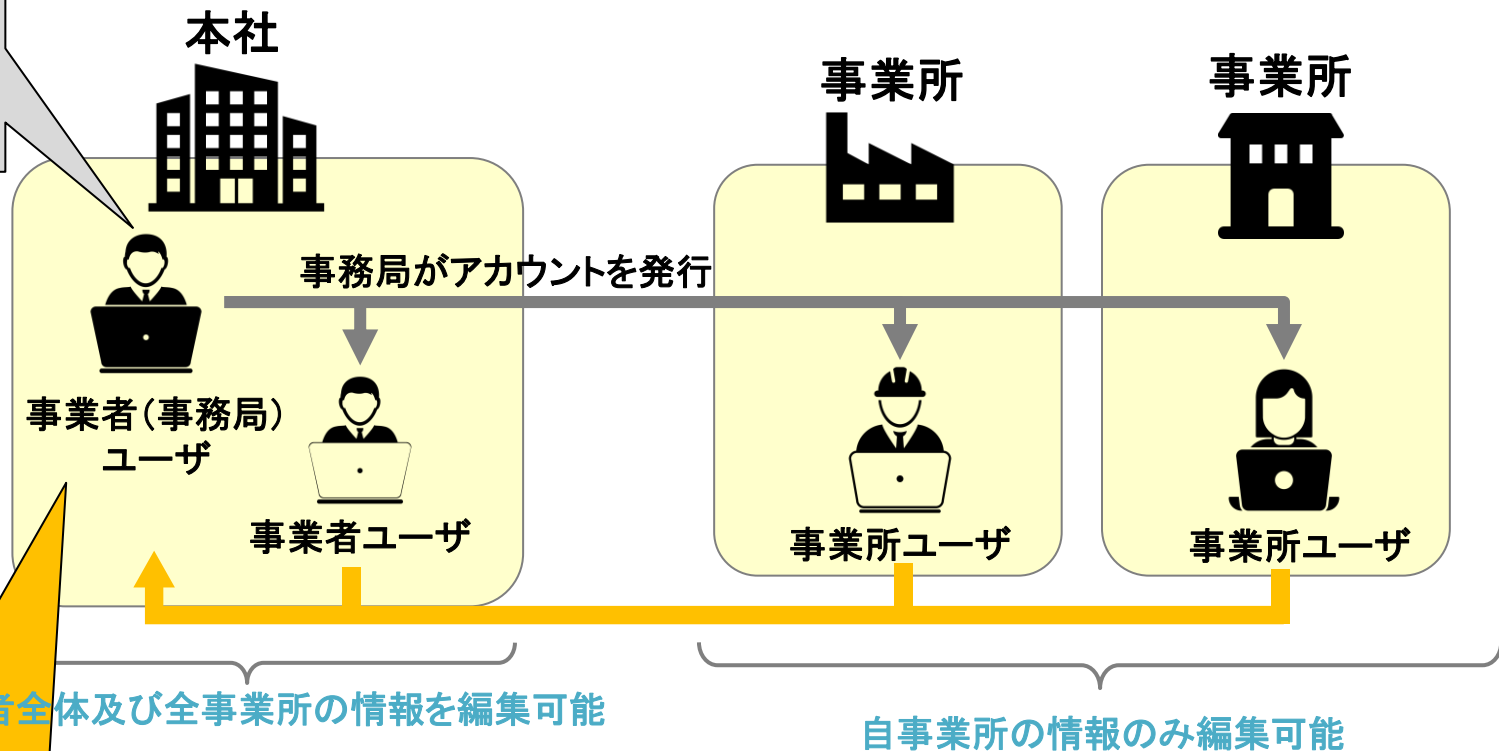
- 定期報告書作成支援ツール（アプリ、エクセル）は令和5年度をもって廃止とし、**令和6年度以降はEEGSによる定期報告書の作成・提出を原則**とします。
- EEGSの利用に当たっては事前に地方経済産業局に様式43「電子情報処理組織使用届出書」の提出が必要です。。
- EEGSの改正法への対応は令和6年4月を予定しておりますが、**事業者・事業所情報の登録は現時点でも可能ですので、来年度の報告に向け、前もって届出書の提出をお願いいたします。**





# EEGSによる定期報告書作成・提出の流れ

「電子情報処理組織使用届出書」を制度所管省庁に提出し、事務局のアカウントを発行



事業者ユーザが各事業所のエネルギー使用状況をEEGSに入力し、事業者ユーザがとりまとめの上報告書を作成・提出

※具体的な操作方法についてはEEGSの操作マニュアルを参照ください。

## <目次>

1. 改正省エネ法の概要
2. 定期報告書の提出方法の変更点
- 3. 定期報告書作成のポイント**
4. 関連リンク

令和6年度報告に向けて

## 1. 定期報告書作成のポイント

- ・ 工場 報告書作成のポイント
- ・ 荷主 報告書作成のポイント

## 2. 中長期計画書作成のポイント

- ・ 工場 計画書作成のポイント
- ・ 荷主 計画書作成のポイント

# 特定表一表紙

- 表紙には事業者の名称等について記入します。

- ① 提出宛先は、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地（特定1表に記載の住所と同じ）を管轄する**経済産業局長**及び設置している全ての工場等に係る**事業を所管している省庁**（特定第3表及び特定12表の産業分類毎に確認）。

（宛先が複数ある場合は宛先を連名で記入可能です  
例：関東経済産業局長、関東農水局長）

- ② 届出日（提出年月日）を記載。西暦が望ましい。
- ③ 住所（本社登記住所）・法人名・法人番号・代表者の役職名・代表者氏名等を記入。

※法人名は、正式名称を略さず記載

法人番号(13桁)は、国税庁ホームページより検索

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

※代表者の役職名は、公式なものを記載（押印は不要。）

※法人名（英語表記）と銘柄コードは任意入力（有している事業者のみ記入。）。

様式第9（第36条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定期報告書

① ○○経済産業局長 殿

② 2024年 ○月 ○日

③ 住 所  
法人名  
法人名（英語表記）  
法人番号  
銘柄コード  
代表者の役職名  
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第16条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

# 特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等

- 特定－第2表には、報告対象年度に使用したエネルギー量を記載頂きます。

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1－1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	2023年度											
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
原油（コンデンセートを除く）	kl												
原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
（注）	kg												
黒液	t												
木材	t												
木質廃材	t												
バイオエタノール	kl												
バイオディーゼール	kl												
バイオガス	㎥												
その他バイオマス	t												
非化石燃料 RPF	t												
RPF	t												
廃タイヤ	t												
廃プラスチック	t												
廃油	kl												
廃棄物ガス	㎥												
混合廃材	t												
水素	t												
アンモニア	t												
その他 ( )	GJ												
その他 ( )	GJ												
小計	GJ												

報告対象年度（エネルギーを使用した年度）は「2023年度」と記入して下さい

「数値」の欄は、1年度間の使用量について、各工場等のエネルギー使用量を合算し、原則小数点以下第1位を四捨五入して**整数値**で記入して下さい

使用量が極めて少ないため、小数点以下第1位を四捨五入することによって「0」となった場合又は使用していないエネルギーについては、原則、使用量の数値及び熱量GJの欄を「**空欄**」として下さい（「0」、「-」や斜線等は記入しないで下さい）

非化石エネルギーが報告対象に加わった事に伴い、表の項目が大幅に増えております。なお、表に無いものについても、エネルギーとして使用した際は報告対象となりますが、以下の通り化石燃料と非化石燃料で報告方法が異なるのでご留意下さい。

- 化石燃料** : 項目にないものは、項目にある燃料のうち最も近い燃料の使用量に含めるかたちで報告
- 非化石燃料** : 項目にないものは「その他」にて報告

# 参考：エネルギー換算係数（化石燃料・熱）

- 改正省エネ法では、化石燃料や熱について、熱量換算係数が変更となる。

省エネ法の現行値（2005年度 標準発熱量）		見直し後の値（2018年度 標準発熱量）		変化率		
項目	数値（GJ/計量単位）	項目	数値（GJ/計量単位）			
原油[kl]	38.2	原油[kl]	38.3	0.26%		
原油のうちコンデンセート[kl]	35.3	原油のうちコンデンセート[kl]	34.8	-1.42%		
揮発油[kl]	34.6	揮発油[kl]	33.4	-3.47%		
ナフサ[kl]	33.6	ナフサ[kl]	33.3	-0.89%		
ジェット燃料油[kl]	36.7	ジェット燃料油[kl]	36.3	-1.09%		
灯油[kl]	36.7	灯油[kl]	36.5	-0.54%		
軽油[kl]	37.7	軽油[kl]	38.0	0.80%		
A重油[kl]	39.1	A重油[kl]	38.9	-0.51%		
B・C重油[kl]	41.9	B・C重油[kl]	41.8	-0.24%		
石油アスファルト[t]	40.9	石油アスファルト[t]	40.0	-2.20%		
石油コークス[t]	29.9	石油コークス[t]	34.1	14.05%		
石油ガス	液化石油ガス(LPG) [t]	50.8	石油ガス	液化石油ガス(LPG) [t]	50.1	-1.38%
	石油系炭化水素ガス[千m <sup>3</sup> ]	44.9	石油系炭化水素ガス[千m <sup>3</sup> ]	46.1	2.67%	
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG) [t]	54.6	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG) [t]	54.7	0.18%
	その他可燃性天然ガス[千m <sup>3</sup> ]	43.5	その他可燃性天然ガス[千m <sup>3</sup> ]	38.4	-11.72%	
石炭	原料炭[t]	29.0	輸入原料炭[t]	28.7	-1.03%	
			コークス用原料炭[t]	28.9	-	
			吹込用原料炭[t]	28.3	-	
	一般炭[t]	25.7	輸入一般炭[t]	26.1	1.56%	
			国産一般炭[t]	24.2	-	
無煙炭[t]	26.9	輸入無煙炭[t]	27.8	3.35%		
石炭コークス[t]	29.4	石炭コークス[t]	29.0	-1.36%		
コールタール[t]	37.3	コールタール[t]	37.3	-0.00%		
コークス炉ガス[千m <sup>3</sup> ]	21.1	コークス炉ガス[千m <sup>3</sup> ]	18.4	-12.80%		
高炉ガス[千m <sup>3</sup> ]	3.41	高炉ガス[千m <sup>3</sup> ]	3.23	-5.28%		
		発電用高炉ガス[千m <sup>3</sup> ]	3.45	-		
転炉ガス[千m <sup>3</sup> ]	8.41	転炉ガス[千m <sup>3</sup> ]	7.53	-10.46%		
産業用蒸気[GJ]	1.02	産業用蒸気[GJ]	1.17	14.71%		
産業用以外の蒸気[GJ]	1.36	産業用以外の蒸気[GJ]	1.19	-12.50%		
温水[GJ]	1.36	温水[GJ]	1.19	-12.50%		
冷水[GJ]	1.36	冷水[GJ]	1.19	-12.50%		

# (参考) エネルギー換算係数 (非化石燃料)

- 改正省エネ法では、新たに以下の非化石燃料等についても報告対象となる。

項目	単位発熱量 (MJ/kg)	実測での報告	燃料の例
黒液	13.6 (絶乾)	○	黒液
木材	13.2 (絶乾)	○	木質チップ、木質ペレット (ホワイトペレット、全木ペレット、バークペレット、ブラックペレット等)、薪、木質ブリケット燃料、オガライト、木炭、ヤシ殻等の森林由来、工場残材由来および建築廃材由来等の木質原料から作られた燃料製品
木質廃材	17.1 (絶乾)	○	木くず、おがくず、表皮(バーク)、分枝、パルプ製造時の残滓等の工場において発生する木質原料を起源とする廃棄物等
バイオエタノール	23.4 (MJ/L)		植物や動物などバイオマス由来の資源から作られ、ガソリンを代替する液体燃料
バイオディーゼル	35.6 (MJ/L)		廃食用油などバイオマス由来の資源から作られ、軽油を代替する液体燃料
バイオガス	21.2 (MJ/m <sup>3</sup> SATP)		家畜排泄物、生ごみ、食品残渣、下水処理場等から発生するバイオマス由来の資源から作られたガスを回収し、燃料製品としたもの
その他バイオマス	13.2	○	紙くず、古紙粕、パルプ粕、ペーパースラッジ、畳、乾燥有機汚泥 (下水汚泥、活性汚泥等)、肉骨粉、油脂ピッチ、脂肪酸ピッチ、食品加工時に発生する再利用できない副生廃棄物 (コーヒー粕、バガス等) 等の植物や動物などバイオマス由来の資源から作られた主に固体の燃料等で、原料や利用形態が特定できないもの等
RDF	18.0		一般廃棄物、産業廃棄物のうち金属等の不燃分や水分を除去、分離し、可燃物を精製固化し添加物を加え、発熱量を調整して燃料製品としたもの
RPF	26.9		廃プラスチックや再生利用困難な古紙等を混合、成型し、発熱量を調整して燃料製品としたもの
廃タイヤ	33.2	○	一般廃棄物や産業廃棄物から分別された使用済タイヤを燃料として使用するもの
廃プラスチック	29.3	○	自動車破碎残渣 (ASR) 等の再生利用しない使用済プラスチック
廃油	40.2 (MJ/L)	○	廃棄物から分別され、焼却処分される油脂及び油脂等に分離処理等を施し燃料製品としたもののうちバイオマス由来以外のもの
廃棄物ガス	21.2 (MJ/m <sup>3</sup> SATP)		埋立処分場において副生するメタン等の可燃性ガスのうち、バイオマスのみを由来としたガスか否かが明らかでないものを回収し、燃料製品としたもの
混合廃材	17.1	○	布、廃白土、蓄糞たい肥化燃料、含油汚泥、未燃灰、繊維くず等、CPF (フラフ燃料) 等のバイオマス由来のみでない固体状の廃材、又は複数の廃材等が混在するもの
水素	142 (MJ/kg)		水素
アンモニア	22.5 (MJ/kg)		アンモニア

※熱量換算の詳細については定期報告書の記入要領で示す。



# (参考) 各措置における電気の一次換算係数

- 下表のとおり、電気の種類によって各評価軸における補正の仕方が異なる。

電気の種類				一次換算係数 (GJ/千 kWh)			
				(a) エネルギーの使用の合理化措置	(b) 非化石エネルギーへの転換措置	(c) 電気の需要の最適化措置	
買電	系統電気	自己託送以外	電気事業者からの買電	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
			オフサイト PPA	非化石重み付けなし	3.6	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石重み付けあり	3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
		自己託送	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6
			上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64
		非化石分		8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64	
	自営線 (他事業者からの供給)	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2	3.6	
		上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64	
			非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64	
自家発電	非燃料由来の非化石電気 (オンサイト PPA 含む)		3.6	8.64 × 1.2	3.6		
	直接使用・自営線 (自社内の供給含む)		上記以外	※投入した燃料・熱でカウント (非化石燃料は 0.8 倍)	電気の非化石割合を指標とするとき→ 発電量に対して 8.64 を掛けてカウントする。 上記以外を指標とするとき→ 投入した燃料・熱でカウントする。(ただし非化石燃料は 0.8 倍しない)	※投入した燃料・熱でカウント (非化石燃料は 0.8 倍)	



# 特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等

- **令和5年度までは、これまで電気需要平準化のために報告頂いていた以下の電気量もご報告頂く必要がございますのでご注意ください。**様式には記入欄はございませんが、EEGS上に入力欄を設けております。

## ① 電気事業者から買電した電気量（昼間買電・夜間買電）

「昼間買電」及び「夜間買電」とは

一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、運用する電線網を介して供給を受ける電気の昼夜別使用量のこと

昼間買電	8時から22時
夜間買電	22時から翌日8時

## ② 電気事業者から買電した電気需要平準化時間帯の電気量

「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」とは

夏期（7月1日から9月30日）及び冬期（12月1日から3月31日）の8時から22時までのこと

→したがって、当該項目には、

「昼間買電」のうち、夏期（7月～9月）及び冬期（12月～3月）の使用量を記入して下さい。

※ 電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測しての把握ができない場合は、電力会社から提供される検針票の力率測定用の有効電力量を報告して下さい。

※ 検針票を用いても把握できない場合は、夏期（7月～9月）及び冬期（12月～3月）の全ての昼夜間買電量を報告して下さい。

(注) 夏期・冬期における電気需要平準化時間帯は、**昼間買電の内数**です。「電気」の小計で重複計上しないで下さい。

特定-第2表

	高炉ガス	千m <sup>3</sup>				
	転炉ガス	千m <sup>3</sup>				
	その他の	都市ガス	千m <sup>3</sup>	5,833	261,318	
				601	613	
	温水	GJ				
	冷水	GJ				
	小計	GJ			273,234	
電気事業者	昼間買電	千kWh	41,030	409,069		
	夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	(24,500)	(244,265)		
	夜間買電	千kWh	13,338	123,777		
その他	上記以外の買電	千kWh				
	自家発電	千kWh	70		30	293
	小計	千kWh	54,365	532,846	30	293
	合計GJ			810,823		293
	原油換算 k1			⑤ 20,919		⑧ 8
	前年度原油換算 k1			21,173		
	対前年度比 (%)			98.8		

# 特定－第2表1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

- 特定第2表1-2では、電気需要最適化原単位の算出に必要な、月別もしくは時間帯別の電気使用量をご報告頂きます。

①報告にあたっては、事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択。

※指定工場がある場合は、全ての工場にて月別か時間帯別かを統一。

②（月別を選択した場合に記入）

月ごとの電気使用量に、資源エネルギー庁が4月下旬に公表する月ごとの係数を乗じた数値を記入。

※月ごとの係数はエリア毎に異なるため、エリアを跨いで複数事業を所有する事業者にあたっては、エリア毎の電気の使用量に各エリアの係数を乗じて電気の使用量を計算してください（（注）のとおりExcelで計算頂きます。）。

③（時間帯別を選択した場合に記入）

30分または60分単位で計測した系統電気の使用量に、エリア毎の「出力制御時間帯」、「需給が厳しい時間帯」、「その他の時間帯」の係数を乗じた数値を記入。

（注）

時間帯別を選択した場合はEEGSに電気使用量を入力すれば自動で換算がされます。

月別を選択した場合は、省エネ課が公開するExcelにて計算をしていただき、その数値をEEGSに入力いただく必要がございます。Excelの公開ページは「関連HP」をご覧ください（Excelの公開は4月中を予定しています。）。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

※時間帯別を選んだ際の記載例

時間帯	単位	年度					
		使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
		数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	4月	千kWh					
	5月	千kWh					
	6月	千kWh					
	7月	千kWh					
	8月	千kWh					
	9月	千kWh					
	10月	千kWh					
	11月	千kWh					
	12月	千kWh					
	1月	千kWh					
	2月	千kWh					
	3月	千kWh					
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh	100,000	9,288			
	需給が厳しい時間帯	千kWh	70,000	22,033			
	その他の時間帯	千kWh	130,000	31,528			
合計				62,528			

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 2 原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

# 特定－第2表1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

- 係数の公表イメージは以下の通り。令和6年度報告時に使用する係数は令和6年度4月下旬に公表予定です。

## ● 電気需要最適化係数の設定方法

### 時間帯別電気需要最適化係数

30分又は60分単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

時間帯別電気需要最適化係数は以下の通り

- (1) 再エネ出力制御時：**3.60 MJ/kWh**  
(2日前の時点で出力制御が見込まれる日の8時から16時)
- (2) 需給状況が厳しい時：**12.2 MJ/kWh**  
(前日の時点で一部の時間帯で広域予備率が5%未満となるが見込まれる日の0時から24時)
- (3) その他の時間帯：**9.40 MJ/kWh**

### 月別電気需要最適化係数

1か月単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

月別電気需要最適化係数は以下の時間帯の区分で設定される係数を月ごとに平均した値。

報告対象年度における実績値を基に、エリアごとに設定されます。

- (1) 再エネ出力制御時：**3.60 MJ/kWh**  
(出力制御を実施した時間帯)
- (2) 需給状況が厳しい時：**12.2 MJ/kWh**  
(一部の時間帯で広域予備率が5%未満となった日の0時から24時)
- (3) その他の時間帯：**9.40 MJ/kWh**

(参考) 前年度の実績をもとに算出した月別電気需要最適化係数

報告対象年度の前年度の出力制御と広域予備率の実績をもとに算出される前年度の月別電気需要最適化係数も参考にさせていただき、電気の需要の最適化に取り組んでいただくことが出来ます。

前年度の実績をもとに算出した月別電気需要最適化係数は、毎年4月に公表します。

### 2022年度の実績をもとに算出した月別電気需要最適化係数

	GJ/千kWh									
	北海道	東北	東京	北陸	中部	関西	中国	四国	九州	沖縄
4月	9.40	9.08	9.40	9.40	9.40	9.40	9.27	9.14	8.30	9.40
5月	9.35	8.87	9.40	9.40	9.40	9.40	9.09	9.03	8.97	9.40
6月	9.40	9.40	9.68	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40
7月	9.40	9.40	9.49	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40
8月	9.38	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.34	9.40
9月	9.31	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.34	9.40
10月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.28	9.40	8.96	9.40
11月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.14	9.40
12月	9.49	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.34	9.40
1月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.03	9.34
2月	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	9.40	8.50	9.40
3月	9.40	9.18	9.40	9.40	9.40	9.40	9.09	9.28	8.03	9.28

時間帯別を選択した際に使用する係数

月別を選択した際に使用する係数

# 特定－第2表1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

- 特定第2表 1 – 3 では、1年間のうちデマンドレスポンス（以下DR）（※）を実施した日数をご報告頂きます。

※DR：電気の需要側における、電気の供給状況に合わせて、電気の需要を減らしたり、（下げDR）、需要を増やす（上げDR）取組。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	9
------------------------	---

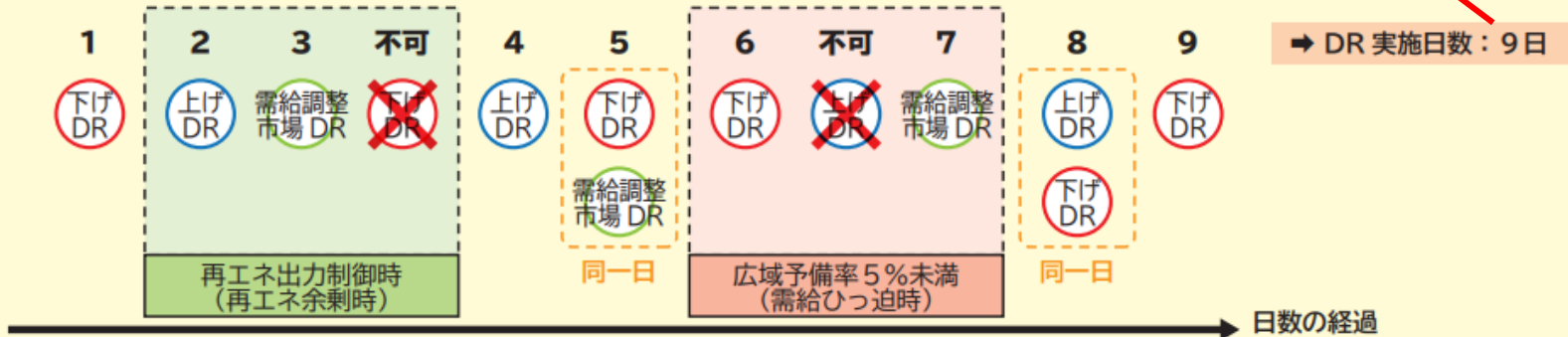
- 備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。  
 2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

**DRの実施日数を記載。**  
 指定工場等がある場合は、設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載。

## DR 実施日数のカウント方法

（様々なDRがあるが、種類を区別せず）DRを実施した「日数」をカウント  
 需給ひっ迫時の上げDR（需要増加）や再エネ余剰時の下げDR（需要抑制）はカウント不可

## DR 実施日数のカウントイメージ



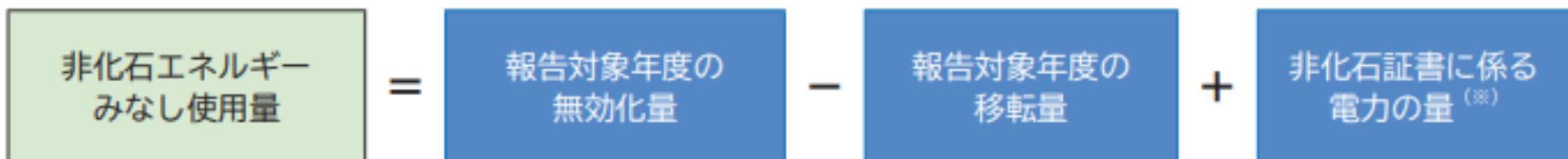
# 参考：非化石転換の評価対象となる証書等について

## 1. 評価される証書等の種類

熱	電気	その他
<ul style="list-style-type: none"><li>・非化石熱由来国内クレジット</li><li>・非化石熱由来オフセット・クレジット</li><li>・認証済グリーン熱証書</li><li>・非化石熱由来J-クレジット</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・非化石電気由来国内クレジット</li><li>・非化石電気由来オフセット・クレジット</li><li>・認証済グリーン電力証書</li><li>・非化石電気由来J-クレジット</li><li>・非化石証書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等</li></ul>

※ 非化石熱及び非化石電気を使用して温室効果ガスを削減したものに限る。例えば、J-クレジットの場合、工業プロセス（IN-001～005）、農業（AG-001～005）、廃棄物（WA-001～003）、森林（FO-001～003）の方法論によるプロジェクトは、省エネ法における非化石エネルギーのみなし使用量として報告することはできない。

## 2. 非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法



※ 1月1日～12月31日の発電に係るもの

- ※ 証書等のプロジェクトにおいて非化石燃料を使用している場合については、非化石熱として使用している場合には熱の非化石価値として、非化石電気として使用している場合には電気の非化石価値として、化石熱又は化石電気の置き換えに使用することができる。
- ※ 非化石証書については、電気事業者（電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者及び同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者）から供給された電気の使用量を非化石電気とみなすことができるが、当該化石電気の使用量を超過のみなし使用量を評価することはできない。

## 3. 報告に当たっての留意事項

- ・ 証書等による非化石エネルギーのみなし使用量を報告する際には、無効化、償却又は移転等した証書等の根拠となる資料（無効化通知等）をPDF化し、EEGSによるオンライン提出（推奨）又は紙提出してください。
- ・ 紙提出の場合には、定期報告書に同封してください。



# 特定－第2表1-4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

- 非化石熱の使用量を証する証書等がある場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等がある場合には電気を選択し、該当する方に「■」印又は「□」印を付して、証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報を記載してください。

①クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載してください。「特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等 1－1」の欄において非化石電気として計上している場合には、「「事業者のエネルギーの使用量等」の欄において非化石電気として計上済み」と記載してください。

(例) KC-000-000-000-000-001  
～000-000-000-000-100

②無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄としてください。

③非化石エネルギー量の欄には、当該証書等の非化石エネルギー相当量について、無効化や償却を行った場合は正の値、移転した場合は負の値で記載してください。また、熱証書等の場合は GJ、電力証書等の場合は kWh で記入し、該当する単位を丸で囲ってください。なお、本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を定期報告書に添付してください。

1-4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	① クレジット特定番号等	② 無効化及び償却日又は移転日	③ 非化石エネルギー量
<input type="checkbox"/> 熱 <input checked="" type="checkbox"/> 電気	KC-000-000-000-000-001～ 000-000-000-000-100 「事業者のエネルギーの使用量等」の欄において非化石電気として計上済み	令和 5 年〇月〇日	600 GJ・kWh
<input checked="" type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	非化石証書 KC-000-000-000-000-001～ 000-000-000-000-100	令和 5 年〇月〇日	-500 GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh

# 特定－第2表1-5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気に係る情報

- 熱供給事業者又は電気供給事業者から熱又は電気を購入した場合に、そのメニュー名等を記載してください。

①熱・電気の別のうち該当する方に「■」印又は「□」印を付してください。

②購入した熱又は電気のメニュー名を記載してください。

(記入例)

- ・「○○電力(株)(メニュー)(残差)」
- ・「△△電力(株)(メニューA)」

1-5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	1.	GJ・kWh	Kl	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	2.	GJ・kWh	Kl	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	3.	GJ・kWh	Kl	%

③使用量の欄には、メニューごとのエネルギー使用量を記入してください。左欄については、熱は GJ、電気は kWh として記入し、該当する単位を丸で囲ってください。また、右欄には原油換算係数を 0.0258(kl/GJ)として使用量の原油換算値を算出し、記入してください。

※電気の場合は、電気の一次換算係数を 8.64(GJ/千 kWh)として熱量換算した上で、原油換算係数を乗じてください。

④熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合の欄には、メニューごとの非化石割合を記入します。なお、電力メニューごとの非化石割合の算出は以下のとおり行ってください。

【電気事業者から購入した非化石電気の使用量の算出方法】

電気事業者の非化石証書の使用状況を  $A \times 100(\%)$  とすると、電力メニューごとの非化石割合は  $\{A + (1 - A) \times 0.13\} \times 100(\%)$  と表せます。本表の非化石割合欄には、この割合を記入してください。

例) 非化石証書の使用状況が 20%の場合

$$\{0.2 + (1 - 0.2) \times 0.13\} \times 100 = \{0.2 + 0.13 - 0.13 \times 0.2\} \times 100 = 30.4(\%)$$

ただし、非化石○○%メニューといった特定の電力メニュー契約等に関しては、当該割合を非化石証書の使用状況として計算してください。

なお E E G S では、非化石証書の使用状況を入力すれば、当該電力メニューの非化石割合は自動計算します。また一部主要な電力メニューに関しては、システム上で非化石割合を保持する予定です。

# 特定－第2表1-5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気に係る情報

- 小売電気事業者の非化石証書の使用状況については、各社のHPをご確認いただくか、各社に直接お問い合わせいただきご確認をお願いします。

(参考) 旧一般電気事業者の一般的な電力メニューにおける非化石比率 (2022年度実績)

非化石比率 =  $\{A + (1 - A) \times 0.13\} \times 100(\%)$  (FIT証書売れ残り分13%を加味した場合)

小売電気事業者	非化石比率	非化石証書の使用状況 (A×100)	HP
北海道電力	25.18%	14%	<a href="https://www.hepco.co.jp/corporate/company/ele_power.html">https://www.hepco.co.jp/corporate/company/ele_power.html</a>
東北電力	27.79%	17%	<a href="https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/attempt/energy/">https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/attempt/energy/</a>
東京電力	30.40%	20%	<a href="https://www.tepco.co.jp/ep/power_supply/index-j.html">https://www.tepco.co.jp/ep/power_supply/index-j.html</a>
北陸電力	26.92%	16%	<a href="https://www.rikuden.co.jp/ryokinshikumi/dengen.html">https://www.rikuden.co.jp/ryokinshikumi/dengen.html</a>
中部電力	17.35%	5%	<a href="https://miraiz.chuden.co.jp/company/supply/configuration/">https://miraiz.chuden.co.jp/company/supply/configuration/</a>
関西電力	25.70%	14.6%	<a href="https://kepco.jp/ryokin/power_supply/">https://kepco.jp/ryokin/power_supply/</a>
中国電力	22.57%	11%	<a href="https://www.energia.co.jp/elec/free/co2/index.html">https://www.energia.co.jp/elec/free/co2/index.html</a>
四国電力	29.53%	19%	<a href="https://www.yonden.co.jp/customer/composition_and_co2/index.html">https://www.yonden.co.jp/customer/composition_and_co2/index.html</a>
九州電力	30.40%	20%	<a href="https://www.kyuden.co.jp/rate_adj_power_composition_co2.html">https://www.kyuden.co.jp/rate_adj_power_composition_co2.html</a>
沖縄電力	13.00%	0%	<a href="https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/corporate/profile/s_and_d.pdf">https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/corporate/profile/s_and_d.pdf</a>

- 再エネ100%メニューのような非化石由来の電気料金メニューにつきましては、上記の値に係わらず非化石比率は100%となります。
- 上記以外の小売電気事業者の非化石証書の使用状況については、各社のHPをご確認いただくか、各社に直接お問い合わせいただきご確認をお願いします。それでも非化石証書の使用状況が不明な場合は、非化石証書の使用状況を0% (非化石比率13.00%) と見なしてご検討ください。



## 特定－第3表 エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

- 改正省エネ法では、**非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化**をお願いします。
- エネルギー消費原単位の算出に当たっては、**非化石燃料の使用量に補正係数を乗じて下さい**。
- 「エネルギー消費原単位」の定義は、以下の通りです。

$$\text{エネルギー消費原単位} = (A' - B - B') / C$$

**A = エネルギー使用量** (燃料、熱、電気の使用量)

**A' = Aのうち、非化石燃料の使用量に0.8を乗じた使用量**

**B = 販売した副生エネルギー量**

**B' = 購入した未利用熱量**

**C = エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値** (例：生産量、売上高、etc)

(注. 「A」、「B」、「B'」は原油換算k lとして計算)

## 特定－第3表 エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

- 電気需要最適化評価原単位の算出に当たっては、月別または時間帯別の電気需要最適化係数を用いて電気の使用量を補正する必要があります。
- 「電気需要最適化評価原単位」の定義は、以下の通りです。

$$\text{電気需要最適化評価原単位} = (A'' - B - B') / C$$

**A** = エネルギー使用量 (燃料、熱、電気の使用量)

**A''** = Aのうち、非化石燃料の使用量に0.8を乗じ電気需要最適化係数を考慮した使用量

**B** = 販売した副生エネルギー量

**B'** = 購入した未利用熱量

**C** = エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 (例：生産量、売上高、etc)

(注. 「A」、「B」、「B'」は原油換算kIとして計算)

# 参考：電気需要最適化係数を考慮した使用量の算出方法

- 系統電気（自己託送を除く）を、**時間帯別電気需要最適化係数**または**月別電気需要最適化係数**の**いずれかを選択して換算**します。
- 系統電気（自己託送を除く）以外の電気については、エネルギーの使用の合理化の措置と同様の一次換算係数で換算します。

## 時間帯別電気需要最適化係数

30分又は60分単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

時間帯別電気需要最適化係数は以下の通り

- (1) 再エネ出力制御時：**3.60 MJ/kWh**  
(2日前の時点で出力制御が見込まれる日の8時から16時)
- (2) 需給状況が厳しい時：**12.2 MJ/kWh**  
(前日の時点で一部の時間帯で広域予備率が5%未満となることが見込まれる日の0時から24時)
- (3) その他の時間帯：**9.40 MJ/kWh**

## 月別電気需要最適化係数

1か月単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

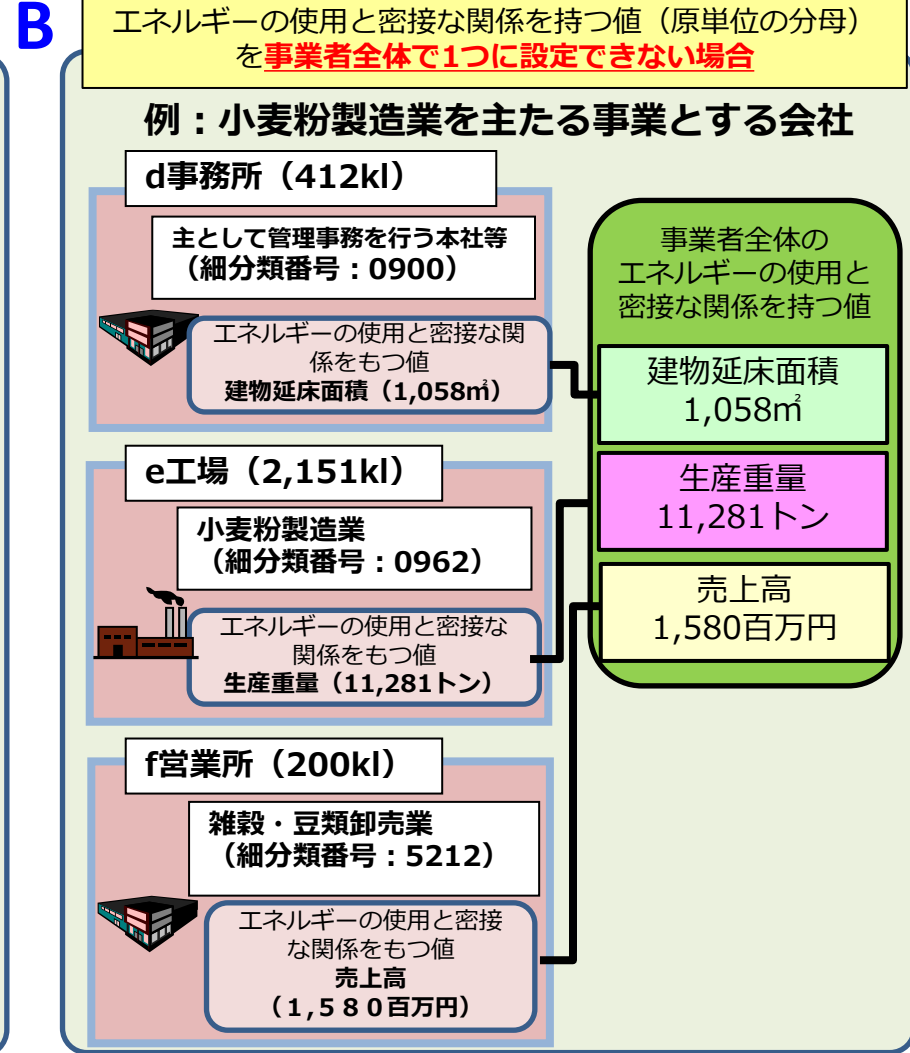
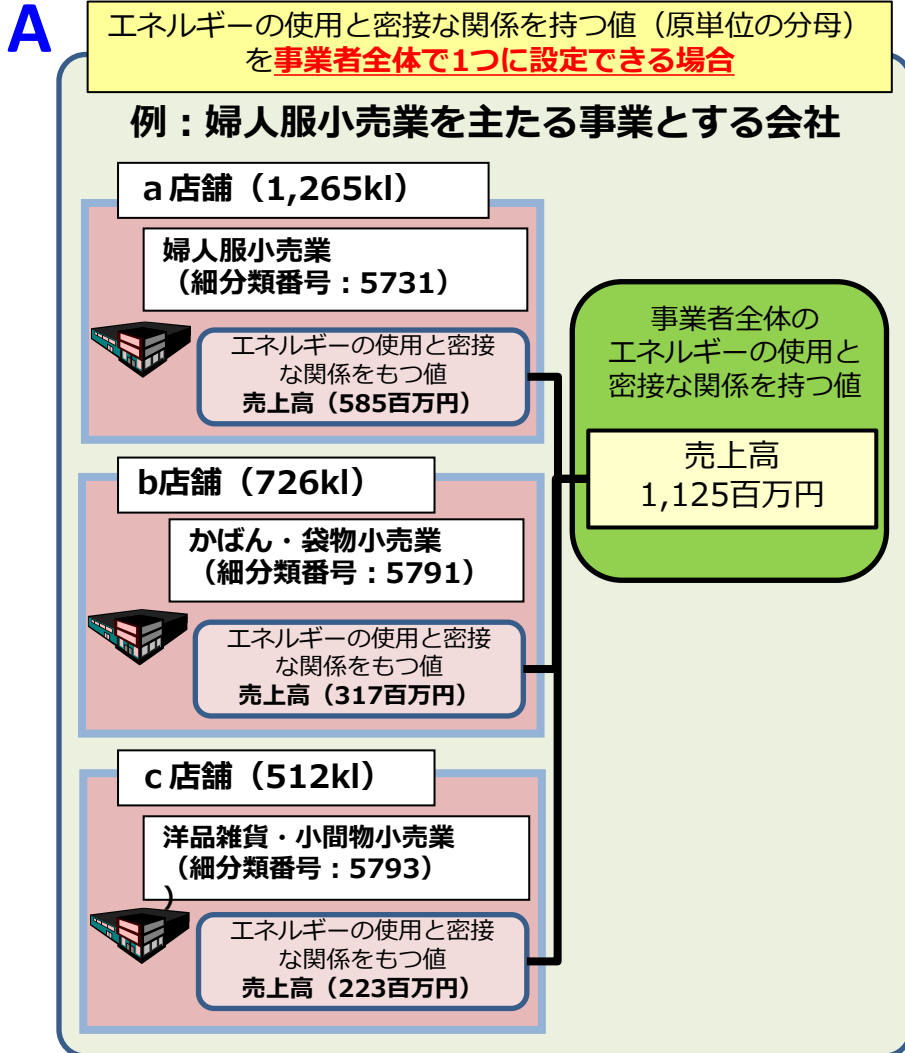
月別電気需要最適化係数は以下の時間帯の区分で設定される係数を月ごとに平均した値。

報告対象年度における実績値を基に、エリアごとに設定される。

- (1) 再エネ出力制御時：**3.60 MJ/kWh**  
(出力制御を実施した時間帯)
- (2) 需給状況が厳しい時：**12.2 MJ/kWh**  
(一部の時間帯で広域予備率が5%未満となった日の0時から24時)
- (3) その他の時間帯：**9.40 MJ/kWh**

# 特定－第3表 エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

- 特定-第3表のうち、エネルギーの使用に係る原単位（エネルギー消費原単位）及び電気需要最適化評価原単位算出に当たっては、以下2つの算定方法があります。



# 特定-第3表 1-1 (Aの場合)

- 特定-第3表 1-1 エネルギーの使用に係る原単位等をAの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できる場合）に記載する方法は、以下の通りです。

特定-第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等  
1-1 エネルギー消費原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算															
					エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-1)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-1')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) B'	(C-1) = (A-1') - B'	(C-1) の構成割合 (%) (D-1) = (C-1) / (E-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	エネルギー消費原単位 (E-1) / (E)	対前年度比 (E-1) / (E-1) × 100							
1	工場等に係る事業の名称	婦人服小売業			1,856 (1,265)	1,739 (1,265)			1,739 (1,265)											
	細分類番号	5	7	3	1															
2	工場等に係る事業の名称	かばん・袋物小売業			815 (726)	797 (726)			797 (726)											
	細分類番号	5	7	9	1															
3	工場等に係る事業の名称	洋品雑貨・小間物小売業			611 (512)	591 (512)			591 (512)											
	細分類番号	5	7	9	3															
					(S-1) (合計)	(S-1') (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U-1) (合計)		V	(W-1)	(X-1)	(Y-1) = (W-1) / (X-1) × 100						
					3,282 (2,503)	3,127 (2,503)			3,127 (2,503)	100%	1,125 (名称: 売上高) (単位: 百万円)	2.800 (2.225)	- (2.295)	- (96.9)						

- ・ エネルギーの使用量は整数で記入
- ・ エネルギー使用量と密接な関係をもつ値は、原則、最下位を四捨五入した有効数字4桁を持った数字で記入  
(例: 1,125百万円、33,740m<sup>2</sup>)
- ・ 原単位は、原則、有効数字4桁で記入  
(例: 2.225、0.1848)

非化石燃料の使用量を0.8倍して再計算して下さい。

前年度の「原単位」を記入して下さい  
今年が初めての提出で記入できない場合は「-」を記入して下さい。

2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数値を( )書きで記入し、改正省エネ法に基づく数値を( )の外に記入して下さい。

合計が合わないケースが多く発生していますので注意してください。

原単位

対前年度比

細分類番号が異なる事業であっても、エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値Eが同じであれば、事業者全体をまとめて、原単位を算出してください。

# 特定-第3表 1-1 (Bの場合)

- 特定-第3表 1-1 エネルギーの使用に係る原単位等をBの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できない場合）に記載する方法は、以下の通りです。

特定-第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等  
1-1 エネルギー消費原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算											
					エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-1)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-1')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) B'	(C-1) = (A-1') - B	(C-1) の構成割合 (%) (D-1) = (C-1) / (E-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	エネルギー消費原単位 (E-1) / (F-1)	前年度のエネルギー消費原単位	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%)	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度	
1	工場等に係る事業の名称	小麦粉製造業			2,912 (2,151)	2,760 (2,151)			2,760 (2,151)	79.1 (77.9)	11,281	0.2447 (0.1907)	- (0.1991)	- (95.8)	- (74.6)	
	細分類番号	0	9	6	2						(名称: 生産重量 単位: トン)					
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等			512 (412)	492 (412)			492 (412)	14.1 (14.9)	1,058	0.4650 (0.3894)	- (0.3901)	- (99.8)	(2-1) - (14.9)	
	細分類番号	0	9	0	0						(名称: 延床面積 単位: m <sup>2</sup> )					
3	工場等に係る事業の名称	雑穀・豆類卸売業			245 (200)	236 (200)			236 (200)	6.8 (7.2)	1,580	0.1494 (0.1226)	- (0.1259)	- (100.6)	(3-1) - (7.2)	
	細分類番号	5	2	1	2						(名称: 売上高 単位: 百万円)					
					(S-1) (合計)	(S-1') (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U-1) (合計)		V	(W-1)	(X-1)	(Y-1) = (W-1) / (X-1) × 100		
					3,669 (2,763)	3,488 (2,763)			3,488 (2,763)	100%					(2-1) = (U-1) + (Y-1) + (Z-1) - (96.7)	寄与度の合計

非化石燃料の使用量を0.8倍して再計算して下さい。

前年度の「エネルギー消費原単位」を必ず記入して下さい  
今年が初めての提出で記入できない場合は「-」を記入して下さい。

2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数値を ( ) 書きで記入し、改正省エネ法に基づく数値を ( ) の外に記入して下さい。

合計が合わないケースが多く発生していますので注意してください。

寄与度の合計



# 特定-第3表 2-1 (Aの場合)

- 特定-第3表 2-1 電気需要最適化評価原単位等をAの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できる場合）に記載する方法は、以下の通りです。

2-1 電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位															
					エネルギーの使用量 (原油換算kl) (A-1)	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算kl) (A'-1')	販売した副生エネルギーの量(原油換算kl)	購入した未利用熱の量(原油換算kl)	(C'-1) = (A'-1') - (B-⑧')	(C'-1)の構成割合(%) (D'-1) = (C'-1) / ((D'-1) × 100)	生産数量又は物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (E)	化評価原単位 (F'-1) = (C'-1) / (E)	需要最適化評価原単位 (G'-1)	評価原単位の対前年度比(%) (H'-1) = ((F'-1) / (G'-1) × 100)	化評価原単位の対前年度比の寄与度(%) (I'-1) = ((F'-1) × (H'-1) / 100)					
1	工場等に係る事業の名称	婦人服小売業			1,856	1,708														
	細分類番号	5	7	3	1	(1,265)	(759)													
2	工場等に係る事業の名称	かばん・袋物小売業			815	780														
	細分類番号	5	7	9	1	(726)	(437)													
3	工場等に係る事業の名称	洋品雑貨・小間物小売業			611	568														
	細分類番号	5	7	9	3	(512)	(230)													
					(S-1) (合計)	(S'-1') (合計)				(U'-1) (合計)										
					3,282 (2,503)	3,056 (1,426)				3,056 (2,931)	100%	1,125 (名称: 売上高) (単位: 百万円)	2,716 (2,605)	- (2,675)	100 (97.4)					

※基本的な書き方はエネルギー消費原単位(特定-第3表1)算出の際と同様です。

非化石燃料の使用量を0.8倍し、電気需要最適化係数を加味して再計算して下さい。

( )の中には旧省エネ法に基づく電気需要平準化時間帯の買電量の数値を記入して下さい。

合計が合わないケースが多く発生していますので注意してください。

2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数値を( )書きで記入し、改正省エネ法に基づく数値を( )の外に記入して下さい。

前年度の「原単位」を記入して下さい。今年が初めての提出で記入できない場合は「-」を記入して下さい。  
※2024年度報告は「電気需要平準化原単位」を記入して下さい。

原単位  
対前年度比

細分類番号が異なる事業であっても、エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値Eが同じであれば、事業者全体をまとめて、原単位を算出する。

# 特定-第3表 2-1 (Bの場合)

- 特定-第3表 2-1 電気需要最適化評価原単位等をBの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できない場合）に記載する方法は、以下の通りです。

2-1 電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算									
			エネルギーの使用量 (原油換算kl) (A-1)	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算kl) (A'-1')	販売した副生エネルギーの量(原油換算kl)	購入した未利用熱の量(原油換算kl)	(C'-1) = (A'-1') - (B-B')	(C'-1)の構成割合(%) (D'-1) = (C'-1) / ((D'-1) × 100)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (E)	電気需要最適化評価原単位 (F'-1) = (C'-1) / (E)	前年度の電気需要最適化評価原単位 (G'-1)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比(%) (H'-1) = ((F'-1) / (G'-1)) × 100
1	工場等に係る事業の名称	小麦粉製造業	2,912	2,760				11,281	0.2447	-	-	
	細分類番号	0 9 6 2	(2,151)	(1,500)			(名称: 生産重量) (単位: トン)	(0.5028)	(0.2409)	(95.7)	(74.6)	
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	512	492			1,058	0.4650	-	-		
	細分類番号	0 9 0 0	(412)	(400)			(名称: 延床面積) (単位: m <sup>2</sup> )	(0.2409)	(0.5038)	(99.8)	(14.9)	
3	工場等に係る事業の名称	雑穀・豆類卸売業	245	236			1,580	0.1494	-	-		
	細分類番号	5 2 1 2	(200)	(110)			(名称: 売上高) (単位: 百万円)	(0.1475)	(0.1396)	(105.7)	(7.6)	
			(S-1) (合計)	(S'-1') (合計)			(T)	(W'-1)	(X'-1)	(Y'-1) = ((W'-1) / ((X'-1) × 100)		
			3,669 (2,763)	3,488 (2,010)			3,488 (3,366)			(Z'-1) = ((T'-1) + ((W'-1) × ((X'-1) / 100))	寄与度の合計 - (97.1)	

非化石燃料の使用量を0.8倍し、電気需要最適化係数を加味して再計算して下さい。

( )の中には旧省エネ法に基づく電気需要平準化時間帯の買電量の数値を記入して下さい。

合計が合わないケースが多く発生しますので注意してください。

2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数値を ( ) 書きで記入し、改正省エネ法に基づく数値を ( ) の外に記入して下さい。

前年度の「原単位」を記入して下さい。今年が初めての提出で記入できない場合は「-」を記入して下さい。

※2024年度報告は「電気需要平準化原単位」を記入して下さい。



# 参考：特定－第4表 1及び2における経過措置

- 改正省エネ法では、非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化を図ることを求めています。
- 5年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっては、以下のとおり、経過措置を設けます。

●改正前の省エネ法に基づく数値は（ ）内に、改正後の省エネ法に基づく値は（ ）外に記載する。

## ■ 2024年度定期報告（2023年度実績）

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(95.92)	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	
対前年度比 (%)		99.0	97.9	98.0	100.0	98.7

両方の数値を記載

## ■ 2025年度定期報告（2024年度実績）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	
対前年 改正前の省エネ法に 基づく原単位変化		97.9	98.0	100.0	98.0	98.5

## ■ 2026年度定期報告（2025年度実績）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	
対前年度比 (%)		98.0	100.0	98.0	100.0	99.0

## ■ 2027年度定期報告（2026年度実績）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年	改正後の省エネ法に 基づく原単位変化
エネルギー消費原単位	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	87.32	
対前年度比 (%)		100.0	98.0	100.0	99.0	99.3

# 特定－第4表 1及び2について（Aの場合）

- 事業者の過去5年間のエネルギー使用に係る原単位の変化状況を記入してください。

- ① 過去の年度の原単位及び対前年度比を旧省エネ法に基づく数値と改正省エネ法に基づく数値の両方を記載（記入例参照）
  - ・報告対象年度の4年前～1年前の原単位、前年度比欄については、前年度の報告書から転記
  - ・報告対象年度の原単位（特定－第3表の㉓）および対前年度比（%）（特定－第3表の㉔）は一番右の欄に（直近の報告値が右に来るよう）記入。
- ② 直近5年度間の途中で報告義務が発生した場合には、報告を始めた年度の値から記入。
- ③ 原単位については、原則、有効数字4桁で記入。
- ④ 5年度間の平均原単位変化の欄に、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を4乗根し、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入。（ $J \times K \times L \times M$ ）<sup>1/4</sup>（%）

1 エネルギー消費原単位

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(2.301)	(2.299)	(2.277)	(2.295)	2.800 (2.225)	
対前年度比（%）		㉑-1 99.9	㉒-1 99.0	㉓-1 100.8	㉔-1 96.9	99.1

過去4年間の原単位の未記入や誤りが多く発生していますので注意してください。

なお、過去5年度間の記載無い場合（4年度間以下になる場合）は、5年度間平均原単位変化欄には何も記入しない。

↓ 2021年度(2020年度実績)から報告されている事業者の例

特定－第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原 単位変化
		2020	2021	2022	2023	
エネルギーの使用に係る原単位		(99.3)	(98.2)	(99.7)	98.5 (97.9)	
対前年度比（%）		㉑	㉒	㉓	㉔	
			98.9	101.5	98.2	

# 特定－第4表 1及び2について（Bの場合）

【エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を**事業者全体で1つに設定できない場合**】B

- ① エネルギーの使用に係る原単位の欄は空欄。原単位を算出している年度と対前年度比を記入（直近5年度間の途中で報告義務が発生した場合には、報告を始めた年度の値から記入。5年度間に満たない場合は右詰め。）。なお、特定第3表にて求めた②が、本表のⓂと一致する。
- ② 5年度間の平均原単位変化の欄に、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を4乗根し、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入。

$$( \text{J} \times \text{K} \times \text{L} \times \text{M} )^{1/4} (\%)$$

特定－第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度 2019	年度 2020	年度 2021	年度 2022	年度 2023	5年度間平均原 単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比 (%)		ⓐ 99.5	ⓑ 98.9	ⓒ 101.5	ⓓ 98.2	99.5 ②

過去の原単位を誤って入力したり前年比の値が誤っていたりするケースが多く発生していますので注意してください。

なお、過去5年度間の記載無い場合(4年度間以下になる場合)は、5年度間平均原単位変化欄には何も記入しない。

↓ 2020年度(2019年度実績)から報告されている事業者の例

特定－第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度 2020	年度 2021	年度 2022	年度 2023	5年度間平均原 単位変化
エネルギーの使用に係る原単位					
対前年度比 (%)		ⓐ 98.9	ⓑ 101.5	ⓒ 98.2	

# 特定－第4表 3 非化石エネルギーの使用状況

- 3-1「非化石電気の使用状況」は全ての事業者が記入する必要があります。
- 3-2「定量目標の目安に関する指標の状況」は、目安設定業種のみ記入が必須となります。
- 3-3「その他の指標の状況」は、中長期計画書にて「その他の指標の状況」を設定している場合は記入が必須となります。
- 3-4「非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報」には、3-1、3-2、3-3で記載した割合の算出方法（計算式等）を記入して下さい。

## 3-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	非化石電気の使用状況						目標	
		年度	年度	年度	年度	2023年度	2030年度	2030年度	
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	205,347	%	%	%	%	27.1 %	60.0 %		

中長期計画書に記載した目標を記入

## 3-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる 事業	指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	指標の状況						定量目標 の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	2023年度	2030年度	2030年度	
2	セメント 製造業	焼成工程における 非化石燃料の使用 割合	800,000					27.1%	28%以上	30%	

中長期計画書に記載した目標を記入

## 3-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	指標の状況						目標	
		年度	年度	年度	年度	2023年度	2030年度	2030年度	
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率	996,845					24.9%	30%		

中長期計画書に記載した目標を記入

# 特定－第4表 3-1

- 3-1には、**事業者全体の使用電気（自家発含む）に占める非化石電気の比率**について実績等を記入して下さい。ただし、販売した電気は含みません。
- 本表において電気の使用量をエネルギー換算する際には、**一次換算係数8.64（GJ/千kWh）**を乗じて算出して下さい。
- 「**重み付け非化石**」に該当する電気には、その使用量に**1.2倍**を乗じて算出して下さい。
- 本表における**目標年度は必ず2030年度に設定**して下さい。

3-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	非化石電気の使用状況					目標	
		年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030 年度	
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	205,347	%	%	%	%	27.1 %	60.0 %	

中長期計画書に記載した目標を記入

販売した電気を除く、事業者全体の電気の使用量（※自家発含む）

年度ごとに右詰め記入

※燃料を投じて発電した自家発電の使用量は通常、投入燃料でエネルギーカウントするため、発電量は熱量換算しませんが、非化石電気の使用状況の算出においてはこれも熱量換算して計算をしてください。



# 参考：非化石エネルギーの使用状況の算出方法

- 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たっては、以下 3 点を考慮して下さい。

## I. 「重み付け非化石」に該当する電気の使用量を 1.2 倍する

自家発太陽光やオフサイト型PPA(FIT/FIP非認定)、他事業者から供給される非燃料由来の非化石電気等は、非化石エネルギー使用状況を算出する際、その使用量に 1.2 を乗じて計算して下さい。

※ただし、燃料を投じるものを除く再エネ自家発電（太陽光発電、風力発電、地熱発電等）については、下式のとおり熱量換算係数を 8.64（全電源平均係数）として再計算した上で、1.2 を乗じてください。

非化石エネルギー使用状況の算出時における再エネ自家発電電気(※)の使用量

$$= \underbrace{\text{発電量(千 kWh)} \times 3.6(\text{GJ/千 kWh})}_{\text{通常エネルギー使用量}} \times \underbrace{8.64/3.6}_{\text{全電源平均係数で再計算}} \times 1.2$$

## II. 証書等の非化石エネルギーみなし量を化石エネルギー使用量と置き換える

非化石エネルギー使用状況の算出の際、証書等の非化石エネルギーみなし使用量を化石エネルギー使用量と置き換えて計算して下さい。

## III. 他社に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量を分母・分子から控除

非化石エネルギー使用状況の算出の際、熱・電気供給の用に供するエネルギーを発生させるために使用した燃料の使用量は差し引いて計算して下さい。

上記 I、II、III を踏まえ、非化石エネルギーの使用状況は下式のとおりとなります。

$$\text{非化石エネルギーの使用状況} = \frac{\text{非化石エネルギーの使用量(重み付け非化石 1.2 倍)} + \text{II} - \text{III}}{\text{全エネルギー使用量(重み付け非化石 1.2 倍)} - \text{III}}$$

# 特定－第4表 3-2

- 3-2では、業種ごとに国が設定する定量目標の目安に関して、実績等を記入して下さい。
- 本表は目安の設定がある**5業種のみ記入が必須**です。（その他の事業者は記入不要）
- 本表における**目標年度は必ず2030年度に設定**して下さい。

3-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	指標の状況					定量目標の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	2023年度	2030年度	2030年度
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800,000					27.1%	28%以上	30%

中長期計画書に記載した目標を記入

年度ごとに右詰め記入

左表に記載の水準をそのまま記載

## ● 定量目標の目安となる水準

区分	事業	指標	目安となる水準
1A	高炉による製鉄業(※1)	水素、廃プラスチック又はバイオマスの導入等の非化石エネルギーへの転換に向けた取組による、2030年度における2013年度比石炭の使用量に係る原単位(石炭の使用量を粗鋼の生産量で除して得た値をいう。)削減割合	2%以上
1B	電炉による製鉄業(※2)	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上
2	セメント製造業(※3)	2030年度における焼成工程(原料を高温で焼成し中間製品であるクリンカーを製造する工程)における化石燃料及び非化石燃料の使用量に占める非化石燃料の使用量の割合	28%以上
3A	洋紙製造業(※4)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
3B	板紙製造業(※5)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4A	石油化学系基礎製品製造業(※6)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
5	自動車製造業	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上

※熱量換算の詳細については定期報告書の記入要領で示す。

# 特定－第4表 3-3

- 3-3には、任意に設定した指標に関する実績等を記入して下さい。
- **本表の記入は任意**となります。
- 指標の設定に当たっては、**事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効と考えられる指標**として下さい。
- 本表における**目標年度は、必ずしも2030年度とする必要はありません**。

3-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	指標の状況					目標	
		年度	年度	年度	年度	2023年度	2030年度	
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率	996,845					24.9%	30%	

中長期計画書に記載した目標を記入

年度ごとに右詰め記入

※任意指標の例

- ・ 事業者全体のエネルギー使用に占める非化石エネルギー割合
- ・ 外部調達電気における非化石エネルギー割合
- ・ ○○製造工程における非化石エネルギー使用割合
- ・ 給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石エネルギー割合



## 特定－第4表 3-4

- 3-4には、3-1、3-2、3-3の計算式など、非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報を記載して下さい。
- 3-1、3-2、3-3それぞれについて根拠となる情報を記載いただく必要があります。
- **本表の記入は必須**となります。

(記載例)

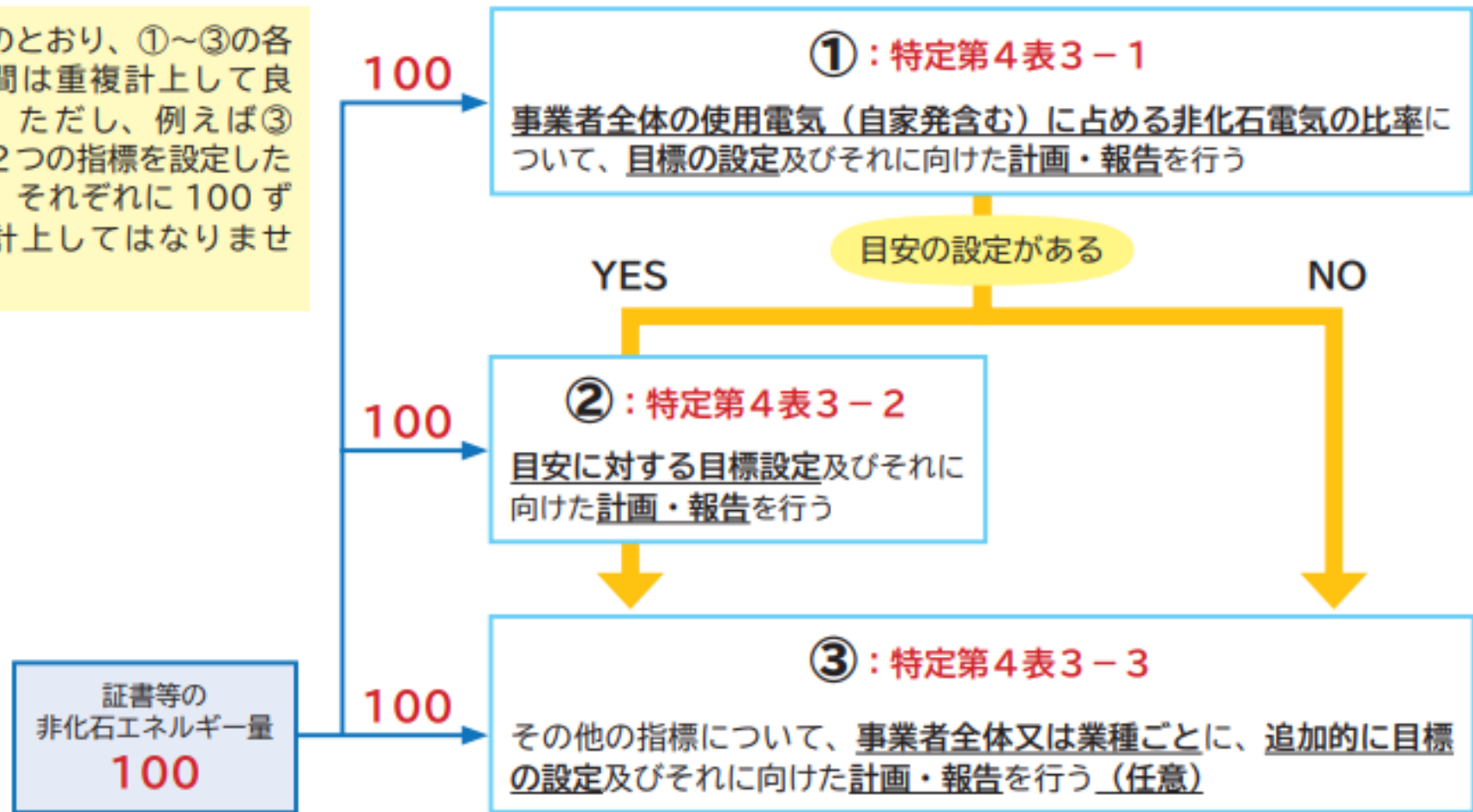
3-4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

(3-1) 非化石電気の使用量〇〇kWh + 証書等の非化石エネルギー量〇〇kWh / 電気の使用量〇〇kWh = 〇〇%

(3-2) …

# 参考：非化石転換の評価対象となる証書等について

図のとおり、①～③の各表間は重複計上して良い。ただし、例えば③で2つの指標を設定した際、それぞれに100ずつ計上してはなりません。



- ※ ②において、複数の事業場や業種における非化石エネルギーのみなし使用量を計上する場合には、事業場や業種ごとのエネルギーの使用量によって、証書等によるみなし使用量を按分して分配すること。目安が設定されている業種Aと目安が設定されていない業種Bを営む事業者が、全体のエネルギー使用量のうち業種Aで6割、業種Bで4割を占めていた場合、100の非化石価値分の証書等した際にはそのうち60（ $100 \times 0.6$ ）を業種Aにおける非化石転換に使用することができる。
- ※ 定量目安が設定されている5業種8分野においては、証書等により化石電気を非化石電気に置き換えることができるほか、セメント製造業においては、証書等による熱の非化石価値を、焼成工程における化石燃料を使用した際の熱の非化石熱への置き換えに使用することができる。また、高炉による製鉄業、洋紙製造業、板紙製造業、石油化学系基礎製品製造業、ソーダ工業においては、証書等による熱又は電気の非化石価値を、石炭の削減量として使用することができる。

# 特定－第5表 2 電気需要最適化評価原単位の改善

- 過去5年度間の原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は、その理由を（ハ）に記入して下さい。
- 事業者の報告対象年度の原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は、その理由を（ニ）に記入してください（**原単位が昨年度と同じだった場合も記入が必要です。**）。

①過去5年度間の**電気需要最適化評価原単位(電気需要平準化評価原単位)**が平均1%以上改善できなかった場合(第4表の5年度間平均原単位変化が**99.0%を超えた場合**)は、その理由を(ハ)に具体的に記入。(改善できた場合は、記載不要。)

②前年度に比べ電気需要最適化評価原単位(電気需要平準化評価原単位)が改善できなかった場合(特定－第4表の対前年度比 $\text{M}$ が**100.0%以上の場合**)は、その理由を(ニ)に具体的に記入。(改善できた場合は、記載不要。)

2 事業者の過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

①

(ハ) の理由

(例) 主な理由としては(イ)と同じであるが、工場を24時間操業し続けており、系統電気の需給状況の予測に対して数日で操業状況を調整することができないことから、電気需要最適化評価原単位の指標の改善が行えなかった。

②

(ニ) の理由

(例) 出力制御が比較的発生していた春季の期間は設備トラブルにより工場の稼働状況が低下しており、その受注残を挽回するため比較的需給ひっ迫状況の発生していた夏季の期間に工場の稼働状況を上げたことにより、電気需要最適化評価原単位が悪化した。

備考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。

2024年度定期報告(2023年度実績)に関しては、**電気需要平準化評価原単位**同士を比較し、改善できたかを判断することになります。

改善できなかった場合は、必ず記載してください。未記入のケースが多く発生しています。

# 特定－第5表 3 非化石エネルギーの使用状況の向上

- 非化石エネルギーへの転換に関する指標の状況が、昨年度の指標の状況より向上しなかった場合は、その理由を記入してください（**原単位が昨年度と同じだった場合も記入が必要です。**）。
- 目標年度において、事業者が定めた非化石エネルギーへの転換に関する目標が達成できなかった場合は、その理由を記入してください。

非化石エネルギーへの転換に関する指標の当該年度の状況を、昨年度の指標の状況や設定した目標、計画と比較する等の分析を行い、指標の状況が向上しなかった理由及び当該事業者が抱えている事情等、参考となる情報を記入してください。

＜非化石エネルギーへの転換に関する指標＞

第4表3(3-1) 使用電気全体に占める非化石電気の比率

(3-2) 主要5業種の目安が定められた指標

(3-3) 任意の指標

(3-4) 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

## 3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

(例)

証書の活用、非化石比率の高い電力メニューの選択等により、使用電気全体に占める非化石電気の比率(3-1)及び事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギーの比率(3-3)については非化石比率を向上させることができたものの、焼成工程における非化石燃料の使用割合(3-2)については昨年と比べ減少している。これは燃料価格等の要因により非化石燃料の投入比率が低下したためである。

改善できなかった場合は、必ず記載してください。

# 特定－第9表 その他事業者が実施した措置

- 特定-第9表 1 及び 2 については、当該年度において、エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関して実施した省エネ活動、体制整備等の措置について記入して下さい。なお、特定の工場等のみで実施した措置である場合には、工場等の名称も付記して下さい。

## 特定－第9表 その他事業者が実施した措置

### 1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要
・省エネ推進責任者会議（年6回） ・省エネ事例発表会開催（年2回）特に効果のあった優秀事例について社長表彰
<各工場で実施> ・省エネパトロール 職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認 ・省エネ勉強会 省エネ推進メンバーを対象として実施 ・省エネ月間の推進（2月）
<〇〇工場> ・設備を集約化して生産プロセスを見直し、高効率ボイラー1基を導入し、生産効率を5%改善した。
<本社> ・蛍光灯のLED照明への切り替えを順次実施（導入率90%）

### 2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要
<〇〇工場> ・電気を大量に消費する一部の製品を夜間に生産している。

# 特定－第9表 その他事業者が実施した措置

- 特定-第9表3については、非化石エネルギーへの転換に関して、取り組んだ事項について、定性的な取組も含めて記載して下さい。

## 3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要
・燃料残差も原料の一部として活用できる特徴を活かし、通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進めている。
・製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026年10月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

# 特定－第9表 その他事業者が実施した措置

- 特定-第9表5については、2023年度に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされていた内容（中長期計画書Ⅳ2.の内容）を転記して、その実施状況を報告してください。

## 5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況
非化石比率の高い 電力メニューへの転換	△△工場	有	○

2023年度に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされている内容を転記してください。  
 なお、中長期計画書に記載がないものについてもここに記載することは可能です。その場合、「中長期計画書記載の有無」は「無」、それ以外の場合は「有」と記載してください。

記載した各計画内容の実施状況を記載してください。なお、複数年度にわたって実施する事項については、報告対象年度に実施予定であった部分の実施状況を記載してください。

- ：予定通り実施
- △：計画より小規模の投資、実施の遅延があったが実施
- ×：未実施
- ：中長期計画書に記載なし

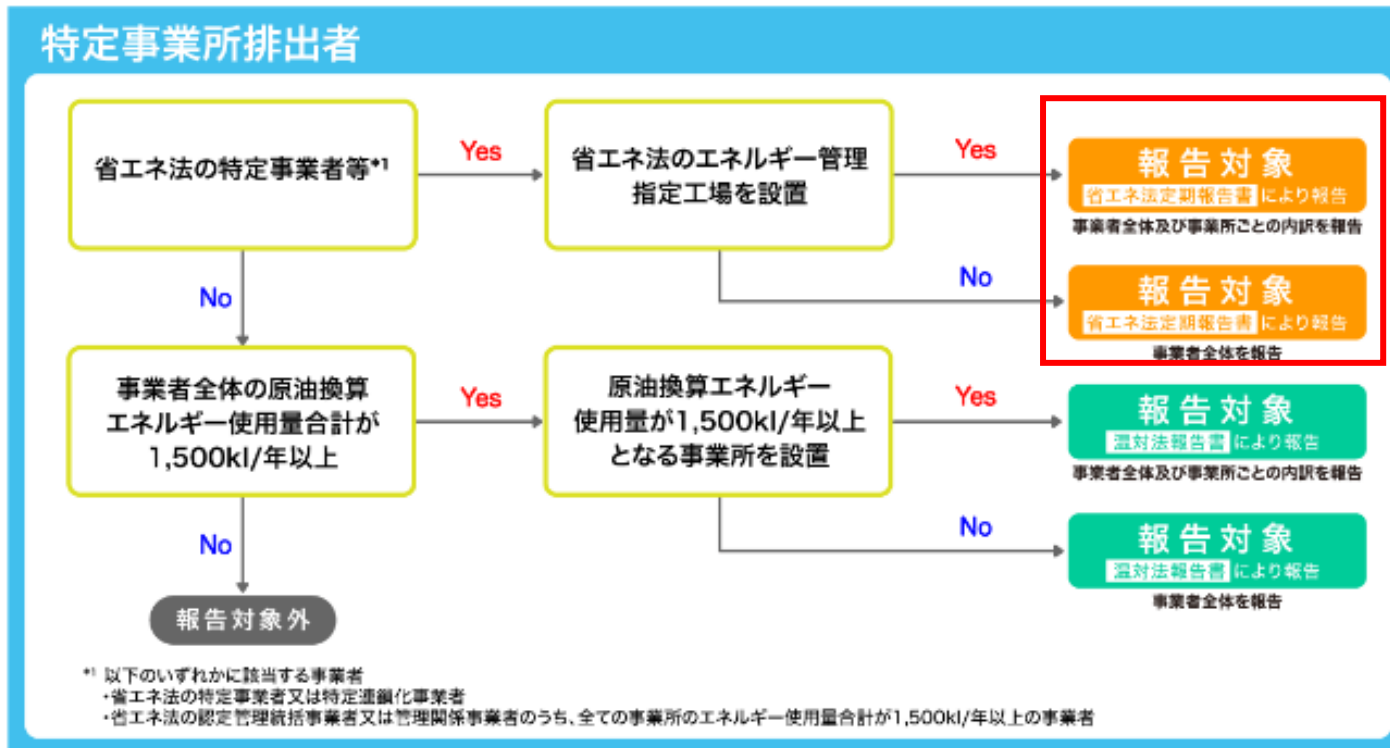
実施状況を○△×以外の方法で記入しているケースが見られますので、○△×を記入してください。



# 特定 – 第12表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 省エネ法の特定事業者は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の「特定排出者」にも該当し、毎年CO<sub>2</sub>の排出量を国に報告することが義務づけられています。
- 報告の負担を削減する観点から、**エネルギー起源CO<sub>2</sub>の報告については省エネ法定期報告書（特定第12表）を利用した報告をして頂くこととしています。**
- 電気・ガス・熱の排出係数は、提出時点での最新の係数を使って報告書を提出頂きますので、**報告書提出後に係数に更新があったとしても差し替えをする必要はございません。**

## エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の対象事業者(特定排出者)



# 特定-第12表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第12表については、事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等について報告してください。
- 令和6年度報告より、「**廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素**」についても報告する必要があります。

<第12表1>

①排出年度を記載（令和6年度提出時は「2023年度」）。

②特定事業者全体の主たる事業及び細分類番号は、特定1表に同じ（日本標準産業分類に基づく事業名と細分類番号を記入。）

③主たる事業を所管する大臣を記載

※地方自治体については

「経済産業大臣、環境大臣」と記載

（〇〇局、企業庁、教育委員会等の単位で報告している場合は、事業所管大臣）

④商標又は商号等欄は、特定連鎖化事業者の場合のみ、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号等を記載。

⑤事業者全体のCO<sub>2</sub>実排出量を記載。

（各分類の合計値と一致しているか確認）

⑥分類した細分類毎のCO<sub>2</sub>排出量を記載。

細分類が1種類のみ事業者も⑥に特定事業者全体と同じ実績を記入してください。

特定-第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等  
排出年度： 2023年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
番号	事業分類			廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
	主たる事業	細分類番号	当該事業を所管する大臣		
事業者全体	セメント製造業	2 1 2 1	経済産業大臣	2,415,346 t-CO <sub>2</sub>	1,500 t-CO <sub>2</sub>
1	工場等に係る事業の名称	セメント製造業	経済産業大臣	2,352,547 t-CO <sub>2</sub>	1,000 t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号	2 1 2 1			
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣			
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	経済産業大臣	262,799 t-CO <sub>2</sub>	500 t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号	2 1 0 9			
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣			
3	工場等に係る事業の名称			t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

# 特定-第12表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第12表4の1, 2については、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等の算定に用いた係数を記入してください。

## <第12表4の1>

都市ガスの使用に伴う排出係数について、購入したガス事業者すべてに係る基礎排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

## <第12表4の2>

都市ガスの使用に伴う排出係数について、購入したガス事業者すべてに係る調整後排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

### 事業者別の係数又は代替値を使用

- ・ 契約しているガス事業者が、温対法の制度HPで排出係数を公表する場合は、当該係数を使用する。（2024年6~7月に公表予定）
- ・ 契約しているガス事業者の事業者別係数が公表されていない場合は「代替値」を使用する。

### ガス事業者のメニューの確認

- ・ メニュー別契約をしている場合：  
該当契約しているメニュー別係数を選択
- ・ メニュー別契約をしていない場合：  
「残差」と書かれているものを選択

契約しているガス事業者が、排出係数を公表しない場合は、報告にあたり、6~7月の係数公表を待つ必要はありません。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
2.23 t-CO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>	代替値	本社
2.23	代替値	A工場
2.23	X社のメニューAの基礎排出係数	B工場
2.23	Y社のメニューB（残差）の基礎排出係数	C工場

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
2.23 t-CO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>	代替値	本社
2.23	代替値	A工場
0.00	X社のメニューAの調整後排出係数	B工場
2.24	X社のメニューB（残差）の調整後排出係数	C工場

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

ガス事業者別排出係数及び「代替値」は、こちらのページで公表予定です。

※表中の係数は記載例のため、正確な値は公表されるものをご確認ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

# 特定－第12表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第12表4の3, 4については、電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等の算定に用いた係数を記入してください。

## ＜第12表4の3＞

電気の使用に伴う排出係数について、購入した電気事業者すべてに係る基礎排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

## ＜第12表4の4＞

電気の使用に伴う排出係数について、購入した電気事業者すべてに係る調整後排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

## 基本的には「小売電気事業者」の係数を使用

「一般送配電事業者」は離島での供給等特殊なケースであり、一般には使用しない。

## 電気事業者のメニューの確認

- ・メニュー別契約をしている場合：  
該当契約しているメニュー別係数を選択
- ・メニュー別契約をしていない場合：  
「残差」と書かれているものを選択  
※多くの者が「残差」に該当

通常の契約でありながら「残差メニュー」以外を選択してしまい、調整後排出量が誤って算定されてしまうケースが多く発生していますので注意してください。

4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.0483	t-CO <sub>2</sub> /kWh X社のメニュー-Aの基礎排出係数	A工場
0.0463	Y社のメニュー-E（残差）の基礎排出係数	B工場
0.0354	Z社の基礎排出係数	C工場

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.0000	t-CO <sub>2</sub> /kWh X社のメニュー-Aの調整後排出係数	A工場
0.0441	Y社のメニュー-E（残差）の調整後排出係数	B工場
0.0354	Z社の調整後排出係数	C工場

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

電気事業者別排出係数は、こちらのページで公表予定です。

※表中の係数は記載例のため、正確な値は公表されるものをご確認ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

# 特定-第12表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第12表4の5, 6については、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等の算定に用いた係数を記入してください。

## ＜第12表4の5＞

熱（産業用以外の蒸気、温水、冷水）の使用に伴う排出係数について、購入した熱供給事業者すべてに係る基礎排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

## ＜第12表4の6＞

熱（産業用以外の蒸気、温水、冷水）の使用に伴う排出係数について、購入した熱供給事業者すべてに係る調整後排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

## 事業者別の係数又は代替値を使用

- ・ 契約している熱供給事業者が、温対法の制度HPで排出係数を公表する場合は、当該係数を使用する。（2024年6～7月に公表予定）
- ・ 契約している熱供給事業者の事業者別係数が公表されていない場合は「代替値」を使用する。

## 熱供給事業者のメニューの確認

- ・ メニュー別契約をしている場合：  
 該当契約しているメニュー別係数を選択
- ・ メニュー別契約をしていない場合：  
 「残差」と書かれているものを選択

契約している熱供給事業者が、排出係数を公表しない場合は、報告にあたり、6～7月の係数公表を待つ必要はありません。

4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.057 t-CO <sub>2</sub> /GJ	代替値	本社
0.057	代替値	A工場
0.050	X社のメニュー-Aの基礎排出係数	B工場
0.052	Y社のメニュー-B（残差）の基礎排出係数	C工場

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.057 t-CO <sub>2</sub> /GJ	代替値	本社
0.057	代替値	A工場
0.000	X社のメニュー-Aの調整後排出係数	B工場
0.052	Y社のメニュー-B（残差）の調整後排出係数	C工場

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

熱供給事業者別排出係数及び「代替値」は、こちらのページで公表予定です。

※表中の係数は記載例のため、正確な値は公表されるものをご確認ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>



# 特定-第12表 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第12表6の3については、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量について、算定に用いたグリーンエネルギー証書の電気又は熱の種別ごとに、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の量、他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記入してください。

6の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
電力証書	300 ※電力証書由来の削減相当量 t-CO <sub>2</sub>	10000 ※他人から供給された電気の使用に伴うCO <sub>2</sub> t-CO <sub>2</sub>
熱証書	50 ※熱証書由来の削減相当量	100 ※他人から供給された熱の使用に伴うCO <sub>2</sub>

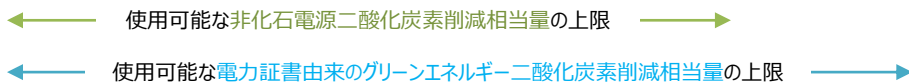
- 備考 1 本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。  
 2 グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。  
 3 他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。  
 4 算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種別	非化石証書の量	全国平均係数	補正率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
FIT 証書	10000000 kWh	0.000445 t-CO <sub>2</sub> /kWh	1.04	8000 t-CO <sub>2</sub>

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。  
 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。  
 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。  
 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。  
 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

他人から供給された電気の使用に伴って発生するCO <sub>2</sub> 10000[tCO <sub>2</sub> ]	
電気事業者から供給された電気の使用に伴って発生するCO <sub>2</sub> 8000[tCO <sub>2</sub> ]	左記以外から供給された電気の使用に伴って発生するCO <sub>2</sub> 2000[tCO <sub>2</sub> ]



※「非化石電源二酸化炭素削減相当量」と「電力証書由来のグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量」の合計は、「他人から供給された電気の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>」の量を上限とします。

## 非化石電源二酸化炭素削減相当量

$$\begin{aligned}
 &= \text{非化石証書の量} \times \text{全国平均係数} \times \text{補正率} \\
 &= 10,000,000 \times 0.000445 \times 1.04 \\
 &= 4,628[\text{tCO}_2]
 \end{aligned}$$

※全国平均係数、補正率は記載例のため、報告に用いるものはこちらのページの電気事業者別排出係数一覧の最下部をご確認ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>



## 参考：令和6年度の報告時に必要となる情報

- 令和6年度の報告に当たり、これまでから追加で必要となる情報は主に以下の通りです。前もって情報の整理をお願いします。

追加項目	必要となる情報
非化石エネルギーの使用量	非化石エネルギーの使用量
購入した熱・電気種別及び非化石割合に係る情報	供給事業者から熱・電気を調達した際のメニューやその使用量・非化石割合
非化石エネルギーの使用状況	使用したエネルギーに占める非化石エネルギーの割合 設定された定量指標の達成状況やそれらを算出する根拠となる情報
使用量算出に係る情報	非化石エネルギーの使用量算出に用いた証書等の番号
非化石エネルギーへの転換に関する事項	非化石エネルギーへの転換に向けて提出した中長期計画書の内容を踏まえ、 目標実現に向けて実際に執った措置の実施状況と結果
電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳、措置の実施日数	月別又は時間帯別の電力の使用量 DRを実施した日数

令和6年度報告に向けて

## 1. 定期報告書作成のポイント

- ・ 工場 報告書作成のポイント
- ・ 荷主 報告書作成のポイント

## 2. 中長期計画書作成のポイント

- ・ 工場 計画書作成のポイント
- ・ 荷主 計画書作成のポイント

# 荷主 定期報告概要-第1表

- 第1表に付表1～3の非化石エネルギー使用量の合計値を記載してください。

## <非化石エネルギーの使用量について>

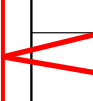
- 右の第1表は付表1～3を集計したものの。  
(付表1～3については次頁)

第1表 エネルギー使用量等

1-1 エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

識別	区分	算定方法		エネルギー使用量 熱量 GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量	
		前年度からの 変更			連携分を除いたエネルギー使用量 GJ	連携分のエネルギー使用量 GJ
自家輸送	貨物自動車 ( )		有/無			
	その他 ( )		有/無			
	貨物自動車 ( )		有/無			
	貨物自動車 ( )		有/無			
委託輸送	貨物自動車 ( )		有/無			
	貨物自動車 ( )		有/無			
	貨物自動車 ( )		有/無			
	船舶 ( )		有/無			
	船舶 ( )		有/無			
	鉄道 ( )		有/無			
	航空機 ( )		有/無			
	合計 GJ					
うち非化石 GJ						
原油換算 k1			㊦-1	㊦-2		
うち非化石 k1						
前年度原油換算 k1						
対前年度比(%)						

新設



※貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法

# 荷主 定期報告概要-付表1~3

- 付表1~3に非化石エネルギーの欄が追加されましたので、使用量を記載してください。

## ＜非化石エネルギーの使用量について＞

- **付表1（燃料法）、付表2（燃費法）においては、化石燃料の計測方法と同様。「区分」の欄に、使用したエネルギーを記載し、単位発熱量※を用いてエネルギー使用量を算出。**
- **付表3（トンキロ法）においては、非化石エネルギー自動車のトンキロあたりの燃料使用量のデータが蓄積されていないことから、算出が可能なエネルギーは揮発油と軽油のみ。ただし、実測その他の適切と認められる方法により求めることは可能（エネルギー算定告示※）**

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量			
				連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ	
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
自家輸送	貨物自動車 ( )	揮発油	k1		k1		k1
		軽油	k1		k1		k1
		( )					
		( )					
その他	( )						
	( )						

付表2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分	輸送距離 (km)	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考) 平均燃費	
					連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ			
			数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ		
自家輸送	貨物自動車 ( )	B	揮発油		k1		k1		k1	km/l
			軽油		k1		k1		k1	km/l
			( )							
			( )							
その他	( )									
	( )									
委託輸送	貨物自動車 ( )	ジェ	揮発油		k1		k1		k1	km/l
			軽油		k1		k1		k1	km/l
			( )							
			( )							
	船舶 ( )	B	A重油		k1		k1		k1	km/l
			B・C重油		k1		k1		k1	km/l
	鉄道 ( )	ジェ	軽油		k1		k1		k1	km/l
			電気	千 kWh		千 kWh		千 kWh		km/千 kWh
			( )							
			( )							
航空機 ( )	ジェ	ジェット燃料油		k1		k1		k1	km/k1	
		揮発油		k1		k1		k1	km/k1	
合計	合計	合計	合計							
			合計							

非化石エネルギー記入欄。  
各輸送モードの区分毎に記載可能。  
( )内にエネルギーの種類を記載。

※貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法…電気や水素等の単位発熱量も掲載

# 荷主 定期報告概要－第5表の2

## ＜非化石エネルギーの使用状況について＞

### ① 荷主専属用輸送とは以下に掲げる輸送※

- 一、 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送
- 二、 同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送

（特定貨物自動車運送事業とは、単一の特定荷主の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を輸送する事業）

基本的に上記の通りではあるが、**仮に貸切便や混載便であったとしても、把握できるのであれば報告は可能。**

### ② 「専ら」は過半。2－2では全ての混合割合の車両を含める（「専ら」が入っていないため）。

### ③ この分母・分子は輸送件数、輸送回数等を台数に置き換えて報告する等、台数での報告を想定している。

一方、輸送件数、輸送回数の単位で分母・分子を把握しており、より精緻に非化石転換を評価できるのであれば、輸送件数、輸送回数単位等の報告を妨げるものではない（2－3にその旨を記載）。

## 2 非化石エネルギーの使用状況

### 2-1 非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8 t以下の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車					目標年度における 定量目標 の目安	目標 年度
		実績 ①						
		年度	年度	年度	年度	年度		
電気自動車	①	台	台	台	台	台	台	
水素自動車 （燃料電池自動車を含む）	②	台	台	台	台	台		
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台		
② 専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台		
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④	台	台	台	台	台		
③ 自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台		
ハイブリッド自動車 （参考）	⑦	台	台	台	台	台		
電動車割合 （参考）	(①+②+③+④) / ⑤	%	%	%	%	%		
非化石エネルギー自動車割合	⑤ / ⑥	%	%	%	%	%		

非化石エネルギー自動車の使用実績が無い場合も、

・ 2030年度目標

・ 自家用及び荷主専属輸送に使用する貨物自動車の合計

はすべての事業者にて記入いただく必要がありますのでご注意ください。

※貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する荷主の判断の基準

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/laws/data/pdf\\_05.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/data/pdf_05.pdf)

令和6年度報告に向けて

## 1. 定期報告書作成のポイント

- ・ 工場 報告書作成のポイント
- ・ 荷主 報告書作成のポイント

## 2. 中長期計画書作成のポイント

- ・ 工場 計画書作成のポイント
- ・ 荷主 計画書作成のポイント



# 中長期計画書

- 表紙には今年度から法人名（英語表記）と銘柄コードの欄が新規で追加されています。

① 提出宛先は、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地（特定1表に記載の住所と同じ）を管轄する**経済産業局長**及び設置している全ての工場等に係る**事業を所管している省庁**（特定第3表及び特定12表の産業分類毎に確認）。当局の場合は**中部経済産業局長宛**。

（宛先が複数ある場合は宛先を連名で記入可能です  
例：中部経済産業局長・中部△△△局長）

② 届出日（提出年月日）を記載。西暦が望ましい。

③ 住所（本社登記住所）・法人名・**法人名（英語表記）**・法人番号・**銘柄コード**・代表者の役職名・代表者氏名を記入。

※法人名は、正式名称を略さず記載

**英語表記は任意**

法人番号(13桁)は、国税庁ホームページより検索

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

**銘柄コードは上場企業が4桁で記入**

※代表者の役職名は、公式なものを記載（押印は不要。）

※文字と文字の間のスペースの入れ方のお願い

名字と名前の間にはスペースを入れてください。

社名と株式会社との間はスペースを入れないでください。

様式第8（第35条関係）

※受理年月日

※処理年月日

## 中 長 期 計 画 書

中部経済産業局長

殿

①

② 2000 年 〇 月 〇 日

住 所

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇

法人名

〇〇〇〇株式会社

③ 法人名(英語表記)

〇〇〇〇

法人番号

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

銘柄コード

〇〇〇〇

代表者の役職名

代表取締役社長

代表者の氏名

中部 省太郎

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第15条第1項及び第2項、第27条第1項及び第2項又は第39条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり提出します。

# 中長期計画書 I 特定事業者等の名称等

- 計画書（非化石転換）の計画期間を記入してください。

① 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書の計画期間を、提出年度又は提出年度の翌年度を始期として記入してください。

② 直前年度に提出した非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書の内容に変更がない場合に「計画内容に変更なし」欄にチェック（□を■とする）してください。また、本欄にチェックをした場合は、「IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画」表は空欄としてください。

ただし、前年度のIV 1 - 1に記載した目標値が、以下の場合はチェックを入れることを認めず改めてIVを記載していただくよう求めることがあります。

- ・「系統電気の非化石証書の使用状況を加味した足元の非化石電気の使用量」を踏まえていない値
- ・妥当な理由なく「系統電気の非化石証書の使用状況を加味した足元の非化石電気の使用量」のみを踏まえた値だった場合

I 特定事業者、特定連鎖事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0	0	0	0	0	0	0
事業者の名称	〇〇〇〇株式会社						
主たる事務所の所在地	〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇						
主たる事業	製鋼・製鋼圧延業						
細分類番号	2	2	2	1			
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 常務取締役 氏名 〇〇 〇〇						
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 〇〇部〇〇課 氏名 〇〇 〇〇 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 * - * * * * - * * * * * 勤務地 〒 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇 電話 ( 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 ) FAX ( 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 ) メールアドレス * * * @ * * * * . c o . j p						
中長期計画書の提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を <input type="checkbox"/> 希望する						
計画書(合理化)の計画期間	( 2023 ) 年度 ~ ( 2027 ) 年度						
計画書(非化石転換)の計画期間	( 2023 ) 年度 ~ ( 2027 ) 年度 <input type="checkbox"/> 計画内容に変更なし						

①

②

# 中長期計画書 I 特定事業者等の名称等

- 省エネ取組の優良事業者について、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書（様式第8のⅢ）の提出頻度が軽減されます(直近過去2年度以上連続S評価の事業者で希望者のみ)。
- また非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書（様式第8のⅣ）については、直近に提出した物から計画の内容に変更がない限りは、5年を上限として提出が免除されます。

合理化計画の免除の対象ではないのに免除の希望を出したり、免除の希望を出していないのに中長期計画書を未提出だったりする事業者がみえます。ご注意ください。

## ● エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画（様式第8のⅢ）

- (1) 様式第8のⅠの「中長期計画書の提出免除の希望」欄  希望するをチェック（を■とする）
- (2) 様式第8のⅠの「本計画の計画期間」欄に本計画の計画期間を記載
- (3) S評価を継続している限りにおいて、上限5年度間において中長期計画の提出を免除

(ケース1)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
定期報告書の評価	S	S	S	S	S	S
計画書（合理化）	免除	提出 (免除申請)	免除	免除	提出 (免除申請)	免除
計画書（非化石転換）	-	提出	計画内容に変更がない限り提出不要 (5年が上限)			提出

計画期間が4年の場合

提出後5年間計画内容に変更がない場合

2023年度は  
全事業者提出必須

## ● 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画（様式第8のⅣ）

- (1) 様式第8のⅠの「計画内容に変更なし」欄にチェック（を■とする）
- (2) 様式第8のⅣは空欄として提出する（ただしエネルギーの使用の合理化に関する中長期計画についても免除されている年度においては、様式第8の提出も不要）。

(ケース2)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
定期報告書の評価	S	S	S	A	S	S	S
計画書（合理化）	免除	提出 (免除申請)	免除	提出	提出	提出 (免除申請)	免除
計画書（非化石転換）	-	提出	計画内容に変更がない限り提出不要 (5年が上限)			提出	

2023年度は  
全事業者提出必須

# 中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 1 - 1には全ての事業者が非化石電気の使用状況における目標を記入してください。

IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画  
 1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標  
 1-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算kL)	目標	
		2030	年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率	① 100,000	② 40.0	%

・自社の現状の非化石割合を踏まえ、それを上回る目標値を設定して下さい。  
 ・令和5年度報告にて既に設定頂いておりますが、令和6年度以降の報告においても現状を踏まえたより高い目標への更新が可能です。

- ①IV 1 - 1表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」には、事業者全体で使用した前年度の電気の使用量を原油換算値で記入してください。一次換算係数は全て8.64(GJ/千 kWh)を使用してください。また、重み付け係数の対象となる電気（非燃料由来の自家発自家消費型非化石電気又はそれに準ずる非化石電気）については、重み付け係数1.2をかけた値で計算してください。  
 ※燃料を投じて発電した自家発電電気の使用量は通常、投入燃料でエネルギーカウントするため、発電量は熱量換算しませんが、非化石電気の使用状況の算出においてはこれも熱量換算して計算をしてください。

**(参考) エネルギー使用量(原油換算 kL) = 電気使用量(千kWh) × 8.64(GJ/千 kWh) × 0.0258(kL/GJ)**  
 ↳ 特定第2表の電気の小計欄の値 + 非化石電気 (重み付け非化石は1.2倍)

例1 5,000千kWhを電力会社から受電している場合

$$5,000(\text{千kWh}) \times 8.64(\text{GJ/千 kWh}) \times 0.0258(\text{kL/GJ}) \div 1,115(\text{原油換算kL})$$

例2 5,000千kWhを電力会社から受電して1,000千kWhの自家発自家消費太陽光発電設備がある場合

$$(5,000(\text{千kWh}) + 1,000(\text{千kWh}) \times 1.2) \times 8.64(\text{GJ/千 kWh}) \times 0.0258(\text{kL/GJ}) \div 1,382(\text{原油換算kL})$$

- ②IV 1 - 1表の「目標」欄では、事業者全体で使用する電気の非化石比率に関する2030年度の目標値を記入してください。目標値の設定に当たっては、系統電気の非化石証書の使用状況を加味した足元の非化石電気の使用量(※)を踏まえて、事業者で検討した非化石電気への転換の目標値を設定してください。(重み付け非化石については、1.2倍の値で計算してください。)

※次ページ参照

# 中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 現在、電力会社から購入されている電気にも非化石エネルギーが含まれている可能性があります。ご確認いただき、非化石電気の使用状況の目標設定の参考にしてください。

(参考) 旧一般電気事業者の一般的な電力メニューにおける非化石比率 (2022年度実績)

非化石比率 =  $\{A + (1 - A) \times 0.13\} \times 100(\%)$  (FIT証書売れ残り分13%を加味した場合)

小売電気事業者	非化石比率	非化石証書の使用状況 (A × 100)	HP
北海道電力	25.18%	14%	<a href="https://www.hepco.co.jp/corporate/company/ele_power.html">https://www.hepco.co.jp/corporate/company/ele_power.html</a>
東北電力	27.79%	17%	<a href="https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/attempt/energy/">https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/attempt/energy/</a>
東京電力	30.40%	20%	<a href="https://www.tepco.co.jp/ep/power_supply/index-j.html">https://www.tepco.co.jp/ep/power_supply/index-j.html</a>
北陸電力	26.92%	16%	<a href="https://www.rikuden.co.jp/ryokinshikumi/dengen.html">https://www.rikuden.co.jp/ryokinshikumi/dengen.html</a>
中部電力	17.35%	5%	<a href="https://miraiz.chuden.co.jp/company/supply/configuration/">https://miraiz.chuden.co.jp/company/supply/configuration/</a>
関西電力	25.70%	14.6%	<a href="https://kepco.jp/ryokin/power_supply/">https://kepco.jp/ryokin/power_supply/</a>
中国電力	22.57%	11%	<a href="https://www.energia.co.jp/elec/free/co2/index.html">https://www.energia.co.jp/elec/free/co2/index.html</a>
四国電力	29.53%	19%	<a href="https://www.yonden.co.jp/customer/composition_and_co2/index.html">https://www.yonden.co.jp/customer/composition_and_co2/index.html</a>
九州電力	30.40%	20%	<a href="https://www.kyuden.co.jp/rate_adj_power_composition_co2.html">https://www.kyuden.co.jp/rate_adj_power_composition_co2.html</a>
沖縄電力	13.00%	0%	<a href="https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/corporate/profile/s_and_d.pdf">https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/corporate/profile/s_and_d.pdf</a>

- 再エネ100%メニューのような非化石由来の電気料金メニューにつきましては、上記の値に係わらず非化石比率は100%となります。
- 上記以外の小売電気事業者の非化石証書の使用状況については、各社のHPをご確認いただくか、各社に直接お問い合わせいただきご確認をお願いします。それでも非化石証書の使用状況が不明な場合は、非化石証書の使用状況を0% (非化石比率13.00%) と見なしてご検討ください。

# 中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 電力会社から購入されている電気の非化石比率と、非化石エネルギーへの転換に関する計画を踏まえた2030年度における非化石電気の使用状況の目標設定については、以下の例を参考に計算してください。

(例) 中部電力ミライズ(株)から年間200,000kWh、北陸電力(株)から年間100,000kWhの電気を購入していた事業者が、中部電力ミライズ(株)から電気を購入している工場に、年間50,000kWh発電する太陽光発電設備を設置して自家消費する計画を立てた場合

## 1. 年間の電気使用量 (a)

中部電力ミライズ(株)	$200,000\text{kWh} - 50,000\text{kWh} =$	150,000kWh
北陸電力(株)		100,000kWh
太陽光発電設備	$50,000\text{kWh} \times 1.2$ (重み付け係数※)	$= 60,000\text{kWh}$
合計		<u>310,000kWh</u>

※自家発太陽光や重み付けの条件を満たしたオフサイト型 PPA 等、「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーの使用状況を算出する際、その使用量に 1.2 を乗じて計算を行ってください。

## 2. 年間の電気使用量における非化石電気の量 (b)

中部電力ミライズ(株)	$150,000\text{kWh} \times 17.35\%$	$= 26,025\text{kWh}$
北陸電力(株)	$100,000\text{kWh} \times 26.92\%$	$= 26,920\text{kWh}$
太陽光発電設備	$50,000\text{kWh} \times 100.0\% \times 1.2$ (重み付け係数)	$= 60,000\text{kWh}$
合計		<u>112,945kWh</u>

## 3. 非化石電気の使用状況の目標値 (c)

$$c = b \div a = 112,945\text{kWh} \div 310,000\text{kWh} \times 100 \div 36.4\%$$



# 中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 1 - 2 には定量目標を国が定めた 5 業種の事業者が目標を記入してください。

④ IV 1 - 2 表は、工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（令和 5 年 3 月 31 日経済産業省告示第 28 号）の別表第 1 に掲げる目安の設定がある 5 業種 8 分野に該当する事業者のみ記入してください。記入に当たっては、記入要領別冊 1 をご参照ください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/bessatsu23\\_1.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/bessatsu23_1.pdf)

⑤ IV 1 - 2 表の「区分」「対象となる事業」「指標」「定量目標の目安」欄には、下表を参考に該当する事業について記入してください。

⑥ IV 1 - 2 表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」欄には、各指標のバウンダリーにおいて対象となるエネルギーの使用量を原油換算値で記入してください。

⑦ IV 1 - 2 表の「目標」欄には、2030 年度における各指標に関する目標値を記入してください。

④ 1 - 2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	⑥ 定量目標の目安		⑦ 目標	
				2030 年度	%	2030 年度	%
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800,000	28	%	30	%

【定量目標の目安】

区分	対象となる事業	指標	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業	2013 年度比石炭の使用量に係る原単位削減割合	2 % 以上
1 B	電炉による製鉄業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	59 % 以上
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	28 % 以上
3 A	洋紙製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	① 30 % 以上 ② 59 % 以上
3 B	板紙製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	① 30 % 以上 ② 59 % 以上
4 A	石油化学系基礎製品製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	① 30 % 以上 ② 59 % 以上
4 B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	① 30 % 以上 ② 59 % 以上
5	自動車製造業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	59 % 以上



# 中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 1 - 3 には任意でその他の指標を定め、目標を記入してください。

⑧

1 - 3 その他の指標の状況

⑨ 指標	⑩ 指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	⑪ 目標	
		2030	年度
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率	1,000,000	20	%

⑧ IV 1 - 3 表では、IV 1 - 1、1 - 2 以外に、任意に設定した指標に関して、目標値を設定します。  
※本表の記入は任意です。

⑨ IV 1 - 3 表の「指標」欄には、事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効と考えられる指標を記入してください。

※任意指標の例

- ・事業者全体のエネルギー使用に占める非化石エネルギー割合
- ・外部調達電気における非化石エネルギー割合
- ・〇〇製造工程における非化石エネルギー使用割合
- ・給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石エネルギー割合

⑩ IV 1 - 3 表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」欄には、⑨で設定した指標のバウンダリーにおいて対象となるエネルギーの使用量を原油換算値で記入してください。

⑪ IV 1 - 3 表の「目標」欄では、目標年度における目標値を記入してください。なお、目標年度は2030年度以外の年度に設定することも可能です。

# 中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 2. には1-1、1-2、1-3表に記載した目標の達成に向けた計画を記入してください。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容	該当する工場等	着手時期 完了時期	非化石エネルギー 転換期待効果	目安設定 業種	新規 追加
焼成工程における 廃棄物等の利用拡大	A工場 B工場	22年4月 25年5月	100,000	2	○
非化石比率の高い電力メニュー への転換	A工場 B工場	23年6月 26年5月	4,500	-	○
自家発電に投入するバイオマス 燃料の割合増加	A工場	22年9月 28年1月	2,000	-	○
①	②	③	④	⑤	⑥

①内容  
・非化石エネルギーへの転換に関して計画した設備投資等の措置について、可能な範囲で記入してください。

②該当する工場等  
・計画する措置の対象となる工場等の名称を記入してください。

③着手時期、完了時期  
・計画する措置（設備等）の新設・改造の着手年月を上段に、新設・改造の完了年月を下段に記入してください（○年○月単位）。  
・非化石エネルギー転換期待効果の欄にて記入する措置の効果が全て発現する年度を記入してください。

④非化石エネルギー転換期待効果  
・計画する措置による非化石エネルギー転換期待効果を、増加する非化石エネルギー量（kl）等により記載する。  
・また上記の他、石炭の使用量削減原単位の向上期待効果（%）を記載することも可能です。

⑤目安設定業種  
・計画する措置が、目安設定業種における措置である場合、「区分」を記入してください。該当しない場合は「-」を記入してください。  
・複数の業種に共通的な改善に資する場合は、対象となる「区分」を全て記載してください。

⑥新規追加  
・前年度の中長期計画書における計画内容に記載していない項目に、○を記入してください。（今年度は全て○）

# 中長期計画書 IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 3. には非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報、4. には削除した計画を記入してください。

## ① 3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

・IV 1. 1-1及び1-2の非化石電気の目標値について、**経済的制約等により目標値を出せないことから、「系統電気の非化石証書の使用状況を加味した足元の非化石電気の使用量」より大きな目標を設定できずIV 2. にも計画内容を記入できない事業者については、以下の例文を参考に理由を記載してください。**

(記載例)

経済的制約により自家発自家消費の太陽光発電設備等の導入、非化石比率の高い電気料金メニューへの転換、証書等の購入等を行うことができないため。

・非化石エネルギーへの転換に関して実施した設備投資等のうち、前ページ④の期待効果に表れない定性的な取組等について記入して下さい。

・目安の設定がある5業種8分野に該当する事業者については【定性目標の目安となる水準】も参考としてください。

## 4. 前年度計画書との比較

### ② 削除した計画

・前年度の中長期計画書に記載した項目のうち、今年度の中長期計画書の内容からは削除した項目を記入してください。

### ③ 該当する工場等

・削除した計画が該当する工場等を記入してください。

### ④ 理由

・削除した理由を記載してください。

## 3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進める。  
また、製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026年10月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

①

## 4. 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由
②	③	④

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 計画書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
- Iの「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- Ⅲの1・2及びⅣの1-2の「区分」欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第5又は非化石エネルギーへの転換に関する法第5条第2項に規定する判断の基準（以下「非化石エネルギーへの転換に関する判断基準」という。）の別表第1に規定する区分をそれぞれ記入すること。
- Ⅲの3の「中長期計画作成指針」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画作成指針に記載されている計画の番号のうち、該当するものを記載すること。
- Ⅲの3及びⅣの2の「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場等が該当する場合は全工場等と記入すること。
- Ⅲの3の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
- Ⅳの2の「非化石エネルギー転換期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における非化石エネルギーへの転換に関する効果を記入すること。
- Ⅲの4及びⅣの3には、Ⅲの3及びⅣの2で定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に向けた計画等について記入すること。この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR報告書等の関係資料を添付すること。  
また、Ⅲの4において洋紙製造業（4A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
- Ⅲの5及びⅣの4には、Ⅲ及びⅣについて前年度と比較して記入すること。

令和6年度報告に向けて

## 1. 定期報告書作成のポイント

- ・ 工場 報告書作成のポイント
- ・ 荷主 報告書作成のポイント

## 2. 中長期計画書作成のポイント

- ・ 工場 計画書作成のポイント
- ・ 荷主 計画書作成のポイント

# 荷主 中長期計画書 非化石転換の定量目標の目安について

- 車両総重量 8 t 以下の「荷主専属用輸送及び自家輸送」に係る非化石エネルギー自動車における区分別の使用台数とその割合について、以下の様式で報告を求めてください。

① 分母・分子の単位は、「件数」も可能だが、できる限り「台数」に置き換える。

例) 年間8,000件を20台で輸送し、そのうち1台が電気自動車である。(1台/20台=5%)  
 ※なお、左表の①～⑦は全て分母・分子の単位は揃えてください。

基本的な考え方として、荷主が自ら把握できる可能性のある輸送形態（自家輸送、荷主専属用輸送等）が報告対象。

② 「専ら」バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車は、その混合割合が過半であるものを指す。一方、「1-2 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報」においては、すべての混合割合の自動車について記載。

③ 目安は設定していないが、車両総重量 8 t 以下の使用する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に対して、充電設置口数の目標を設定できる。

・ 自社の現状の非化石割合を踏まえ、それを上回る目標値を設定して下さい。  
 ・ 令和5年度報告にて既に設定頂いておりますが、令和6年度以降の報告においても現状を踏まえたより高い目標への更新が可能です。

### Ⅲ 非化石エネルギーへの転換に関する計画

#### 1. 非化石エネルギーへの転換に関する定量的な目標

##### 1-1 非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8 t以下の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車	
		目標年度における定量目標の目安	目標
		2030年度	2030年度
電気自動車	①	/	30台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②		5台
プラグインハイブリッド自動車	③		2台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④		1台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④		38台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥		500台
ハイブリッド自動車 (参考)	⑦		15台
電動車割合 (参考)	(①+②+③+⑦)/⑥	10.4%	
非化石エネルギー自動車割合	⑤/⑥	5.0%	7.6%

①

②

③

##### 1-2 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量の見込み	使用台数の見込み
	%	kl	台
	%	kl	台

##### 1-3 その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8 t以下）への転換に関する事項及び参考情報

--	--	--	--

##### 1-4 充電設備の設置数（車両総重量8 t以下の貨物自動車）

充電設備の設置数	目標		電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の台数 (①+③)
	年度		
□			台

## <目次>

1. 改正省エネ法の概要
2. 定期報告書の提出方法の変更点
3. 定期報告書作成のポイント
4. 関連リンク

# 【参考 関連HP】

## ● 改正省エネ法

- [省エネ法の手引き（工場・事業場編）](#)

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/media/data/shoene\\_tebiki\\_01.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/shoene_tebiki_01.pdf)

- [定期報告書・中長期計画書記入要領](#)

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/)

- [省エネ法ヘルプデスク](#)（[質問フォーム](#) 又は **0570-000-897** までお問い合わせください。）

<https://www.eccj.or.jp/helpdesk/>

- 定期報告書・中長期計画書について（最適化原単位計算に係るExcelはこのページに掲載予定です。）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/report/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/report/index.html)

## ● EEGS

- [EEGSトップページ](#)

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/disclosure/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/)

- [操作マニュアル](#)

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual/eegs>

## ● 情報開示制度

- [定期報告書情報開示制度](#)

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/disclosure/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/)



# 中部経済産業局エネルギー対策課からのお知らせ

- 令和6年2月9日（金）から中部経済産業局エネルギー対策課の省エネ係の電話番号が別途設定されました。
- 従来の電話番号（052-951-2775）は、中部経済産業局エネルギー対策課の総括係及び新エネ係に繋がります。
- メールでのお問い合わせは、「bzl-chb-shoeneiteikidata ■ meti.go.jp」の「■」を「@」（@は必ず半角）に修正したアドレスに送付ください。

## 中部経済産業局

資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 省エネ係

旧 0 5 2 - 9 5 1 - 2 7 7 5

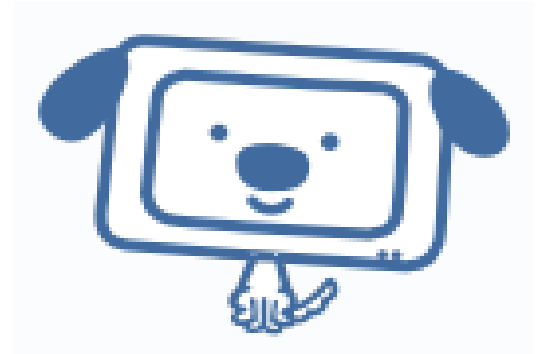


新 0 5 2 - 9 5 1 - 0 4 1 7

# ご清聴ありがとうございました



中部経済産業局マスコット ちゅぼつとくん。



省エネマスコット:てれビーグル